

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民1: 民数記 第1章

民1:1 エジプトの国を出た次の年の2月1日に、主はシナイの荒野において、会見の幕屋で、モーセに言われた、

民1:2 あなたがたは、イスラエルの人々の全会衆を、その氏族により、その父祖の家によって調査し、そのすべての男子の名の数を、ひとりびとり数えて、その総数を得なさい。

民1:3 イスラエルのうちで、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の者を、あなたとアロンとは、その部隊にしたがって数えなければならない。

民1:4 また、すべての部族は、おのおの父祖の家の長たるものを、ひとりずつ出して、あなたがたと協力させなければならない。

民1:5 すなわち、あなたがたに協力すべき人々の名は、次のとおりである。ルベンがらはシデウルの子エリヅル。

民1:6 シメオンからはシリシャダイの子シルミエル。

民1:7 ユダからはアミナダブの子ナシオン。

民1:8 イッサカルからはツアルの子ネタニエル。

民1:9 ゼブルンからはヘロンの子エリアブ。

民1:10 ヨセフの子たちのうち、エフライムからはアミホデの子エリシャマ、マナセからはパダヅルの子ガマリエル。

民1:11 ベニヤミンからはギデオニの子アビダン。

民1:12 ダンからはアミシャダイの子アヒエゼル。

民1:13 アセルからはオクランの子パギエル。

民1:14 ガドからはデウエルの子エリアサフ。

民1:15 ナフタリからはエナンの子アヒラ”。

民1:16 これらは会衆のうちから選び出された人々で、その父祖の部族のつかさたち、またイスラエルの氏族のかしらたちである。

民1:17 こうして、モーセとアロンが、ここに名を掲げた人々を引き連れて、

民1:18 2月1日に会衆をことごとく集めたので、彼らはその氏族により、その父祖の家により、その名の数にしたがって20歳以上のものが、ひとりびとり登録した。

民1:19 主が命じられたように、モーセはシナイの荒野で彼らを数えた。

民1:20 すなわち、イスラエルの長子ルベンの子たちから生まれたものを、その氏族により、その父祖の家によって調べ、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の男子の名の数を、ひとりびとり得たが、

民1:21 ルベンの部族のうちで、数えられたものは46、500人であった。

民1:22 またシメオンの子たちから生まれたものを、その子孫により、その父祖の家によって調べ、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の男子の名の数を、ひとりびとり得たが、

民1:23 シメオンの部族のうちで、数えられたものは59、300人であった。

民1:24 またガドの子たちから生まれたものを、その氏族により、その父祖の家によって調べ、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の者の名の数を得たが、

民1:25 ガドの部族のうちで、数えられたものは45、650人であった。

民1:26 ユダの子たちから生まれたものを、その氏族により、その祖父の家によって調べ、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の者の名の数を得たが、

民1:27 ユダの部族のうちで、数えられたものは74、600人であった。

民1:28 イッサカルの子たちから生まれたものを、その氏族により、その父祖の家によって調べ、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の者の名の数を得たが、

民1:29 イッサカルの子たちから生まれたものは54、400人であつた。

民1:30 ゼブルンの子たちから生まれたものを、その氏族により、その父祖の家によって調べ、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の者の名の数を得たが、

民1:31 ゼブルンの子たちから生まれたものは57、400人であった。

民1:32 ヨセフの子たちのうち、エフライムの子たちから生まれたものを、その氏族により、その父祖の家によって

調べ、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の者の名の数を得たが、
民1:33 エフライムの部族のうちで、数えられたものは40、500人であった。
民1:34 マナセの子たちから生まれたものを、その氏族により、その父祖の家によって調べ、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の者の名の数を得たが、
民1:35 マナセの部族のうちで、数えられたものは32、200人であった。
民1:36 c~ンの子たちから生まれたものを、その氏族により、その父祖の家によって調べ、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の者の名の数を得たが、
民1:37 ペニヤミンの部族のうちで、数えられたものは35、400人であった。
民1:38 ダンの子たちから生まれたものを、その氏族により、その父祖の家によって調べ、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の者の名の数を得たが、
民1:39 ダンの部族のうちで、数えられたものは62、700人であった。
民1:40 アセルの子たちから生まれたものを、その氏族により、その父祖の家によって調べ、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の者の名の数を得たが、
民1:41 アセルの部族のうちで、数えられたものは41、500人であった。
民1:42 ナフタリの子たちから生まれたものを、その氏族により、その父祖の家によって調べ、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の者の名の数を得たが、
民1:43 ナフタリの部族のうちで、数えられたものは、53、400人であった。
民1:44 これらが数えられた人々であった、モーセとアロンとイスラエルのつかさたちが数えた人々である。そのつかさたちは12人であって、おのおのその父祖の家のために出たものである。
民1:45 そしてイスラエルの人々のうち、その父祖の家にしたがって数えられた者は、すべてイスラエルのうち、戦争に出ることのできる20歳以上の者であって、
民1:46 その数えられた者は合わせて603、500人であった。
民1:47 しかし、レビびとは、その父祖の部族にしたがって、そのうちに数えられなかった。
民1:48 すなわち、主はモーセに言われた、
民1:49 “あなたはレビの部族だけは数えてはならない。またその総数をイスラエルの人々のうちに数えあげてはならない。
民1:50 あなたはレビびとに、あかしの幕屋と、そのもろもろの器と、それに付属するもろもろの物を管理させなさい。彼らは幕屋と、そのもろもろの器とを持ち運び、またそこで務をし、幕屋のまわりに宿営しなければならない。
民1:51 幕屋が進む時は、レビびとがこれを取りくずし、幕屋を張る時は、レビびとがこれを組み立てなければならない。ほかの人がこれに近づく時は殺されるであろう。
民1:52 イスラエルの人々はその部隊にしたがって、おのおのその宿営に、おのおのその旗のもとにその天幕を張らなければならない。
民1:53 しかし、レビびとは、あかしの幕屋のまわりに宿営しなければならない。そうすれば、主の怒りはイスラエルの人々の会衆の上に臨むことがないであろう。レビびとは、あかしの幕屋の務を守らなければならない”。
民1:54 イスラエルの人々はこのようにして、すべて主がモーセに命じたように行った。
民***:
民***:
民***:
民***:
民***:
民2: 民数記 第2章
民2:1 主はモーセとアロンに言われた、
民2:2 “イスラエルの人々は、おのおのその部隊の旗のもとに、その父祖の家の旗印にしたがって宿営しなければならない。また会見の幕屋のまわりに、それに向かって宿営しなければならない。
民2:3 すなわち、日の出る方、東に宿営するものは、ユダの宿営の旗につく者につく者であって、その部隊にしたがって宿営し、アミナダブの子ナシオンが、ユデの子たちのつかさとなるであろう。
民2:4 その部隊、すなわち、数えられた者は、74、600人である。
民2:5 そのかたわらに宿営する者はイッサカルの部隊で、ツアルの子ネタニエルが、イッサカルの子たちのつかさとなるであろう。
民2:6 その部隊、すなわち、数えられた者は54、400人である。
民2:7 次はゼブルンの部隊で、ヘロンの子エリアブが、ゼブルンの子たちのつかさとなるであろう。

民2:8 その部隊、すなわち、数えられた者は57、400人である。

民2:9 ユダの宿営の、その部隊にしたがって数えられた者は、合わせて186、400人である。これらの者はまづ先に進まなければならない。

民2:10 南の方では、ルベンの宿営の旗につく者が、その部隊にしたがっており、シデウルの子エリヅルの子エリヅルが、ルベンの子たちのつかさとなるであろう。

民2:11 その部隊、すなわち、数えられた者は46、500人である。

民2:12 そのかたわらに宿営する者はシメオンの部隊で、ツリシャダイの子シルミエルが、シメオンの子たちのつかさとなるであろう。

民2:13 その部隊、すなわち、数えられた者は59、300人である。

民2:14 次はカドの部隊で、デウエルの子エリアサフが、ガドの子たちのつかさとなるであろう。

民2:15 その部隊、すなわち、数えられた者は45、650人である。

民2:16 ルベンの宿営の、その部隊にしたがって数えられた者は、合わせて151、450人である。これらの者は2番目に進まなければならない。

民2:17 その次に会見の幕屋を、レビびとの宿営とともに、もろもろの宿営の中央にして進まなければならない。彼らは宿営するのと同じように、おのおのその位置で、その旗にしたがって進まなければならない。

民2:18 西の方では、エフライムの宿営の旗につく者が、その部隊にしたがっており、アミホデの子エリシャマが、エフライムの子たちのつかさとなるであろう。

民2:19 その部隊、すなわち、数えられた者は40、500人である。

民2:20 そのかたわらにマナセの部隊がおって、パダヅルの子ガマエルエルが、マナセの子たちのつかさとなるであろう。

民2:21 その部隊、すなわち、数えられた者は32、200人である。

民2:22 次にベニヤミンの部隊がおって、ギデオニの子アミヤダンが、ベニヤミンの子たちのつかさとなるであろう。

民2:23 その部隊、すなわち、数えられた者は35、400人である。

民2:24 エフライムの宿営の、その部隊にしたがって数えられた者は、合わせて108、800人である。これらの者は3番目に進まなければならない。

民2:25 北の方では、ダンの宿営の旗につく者が、その部隊にしたがっており、アミシャダイの子アヒエゼルが、ダンの子たちのつかさとなるであろう。

民2:26 その部隊、すなわち、数えられた者は62、700人である。

民2:27 そのかたわらに宿営する者は、アセルの部族であって、オクランの子バギエルが、アセルの子たちのつかさとなるであろう。

民2:28 その部隊、すなわち、数えられた者は41、500人である。

民2:29 次にナフタリの部隊がおって、エナンの子アヒラが、ナフタリの子たちのつかさとなるであろう。

民2:30 その部隊、すなわち、数えられた者は53、400人である。

民2:31 ダンの宿営の、数えられた者は合わせて157、600人である。これらの者はその旗にしたがって、最後に進まなければならない”。

民2:32 これがイスラエルの人々の、その父祖の家にしたがって数えられた人々である。もろもろの宿営の、その部隊にしたがって数えられた者は合わせて603、50人であった。

民2:33 しかし、レビびとはイスラエルの人々のうちに数えられなかった。主がモーセに命じられたとおりである。

民2:34 イスラエルの人々は、すべて主がモーセに命じられたとおりに行い、その旗にしたがって宿営し、おのおのその氏族に従い、その父祖の家に従って進んだ。

民***: *

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民3: 民数記 第3章

民3:1 主がシナイ山で、モーセと語られた時の、アロンとモーセの1族は、次のとおりであった。

民3:2 アロンの子たちの名は、次のとおりである。長子はナダブ、次はアビウ、エレアザル、イタマル、

民3:3 これがアロンの子たちの名であって、彼らはみな油を注がれ、祭司の職に任じられた祭司となった。

民3:4 ナダブとアビウとは、シナイの荒野において、異火を主の前にささげたので、主の前で死んだ。彼らには子

供がなかった。そしてエレアザルとイタマルとが、父アロンの前で祭司の務をした。

民3:5 主はまたモーセに言われた、

民3:6 “レビの部族を召し寄せ、祭司アロンの前に立って仕えさせなさい。

民3:7 彼らは会見の幕屋の前にあって、アロンと全会衆のために、その務をし、幕屋の働きをしなければならない。

民3:8 すなわち、彼らは会見の幕屋の、すべての器をまもり、イスラエルの人々のために務をし、幕屋の働きをしなければならない。

民3:9 あなたはレビとを、アロンとその子たちとに、与えなければならない。彼らはイスラエルの人々のうちから、全くアロンに与えられたものである。

民3:10 あなたはアロンとその子たちとを立てて、祭司の職を守らせなければならない。ほかの人で近づくものは殺されるであろう”。

民3:11 主はまたモーセに言われた、

民3:12 “わたしは、イスラエルの人々のうちの初めに生まれたすべてのういごの代りに、レビとをイスラエルの人々のうちから取るであろう。レビびとは、わたしのものとなるであろう。

民3:13 ういごはすべてわたしのものだからである。わたしは、エジプトの国において、すべてのういごを撃ち殺した日に、イスラエルのういごを、人も獣も、ことごとく聖別して、わたしに帰せしめた。彼らはわたしのものとなるであろう。わたしは主である”。

民3:14 主はまたシナイの荒野でモーセに言われた、

民3:15 “あなたはレビの子たちを、その父祖の家により、その氏族によって数えなさい。すなわち、1か月以上の男子を数えなければならない”。

民3:16 それでモーセは主の言葉にしたがって、命じられたとおりに、それを数えた。

民3:17 レビの子たちの名は次のとおりである。すなわち、ゲルシオン、コハテ、メラリ。

民3:18 ゲルシオンの子たちの名は、その氏族によれば次のとおりである。すなわち、リブニ、シメイ。

民3:19 コハテの子たちは、その氏族によれば、アムラム、ヘブロン、ウジエル。

民3:20 メラリの子たちは、その氏族によれば、マヘリ、ムシ。これらはその父祖の家によるレビの氏族である。

民3:21 ゲルシオンからリブニびとの氏族と、シメルびとの氏族とが出た。これらはゲルシオンびとの氏族である。

民3:22 その数えられた者、すなわち、1か月以上の男子の数は併せて7、500人であった。

民3:23 ゲルシオンびとの氏族は幕屋の後方、すなわち、西の方に宿営し、

民3:24 ラエルの子エリアサフが、ゲルシオンびとの父祖の家のつかさとなるであろう。

民3:25 会見の幕屋の、ゲルシオンの子たちの務は、幕屋、天幕とそのおおい、会見の幕屋の入口のとばり、

民3:26 庭のあげばり、幕屋と祭壇のまわりに庭の入口のとばり、そのひも、およびすべてそれに用いる物を守ることである。

民3:27 また、コハテからアムラムびとの氏族、イヅハルびとの氏族、ヘブロンびとの氏族、ウジエルびとの氏族が出た。これらはコハテびとの氏族である。

民3:28 1か月以上の男子の数は、合わせて8、600人であって、聖所の務を守る者たちである。

民3:29 コハテの子たちの氏族は、幕屋の南の方に宿営し、

民3:30 ウジエルの子エリザバンが、コハテびとの氏族の父祖の家のつかさとなるであろう。

民3:31 彼らの務は、契約の箱、机、燭台、2つの祭壇、聖所の務に用いる器、とばり、およびすべてそれに用いる物を守ることである。

民3:32 祭司アロンの子エレアザルが、レビびとのつかさたちの長となり、聖所の務を守るものたちを監督するであろう。

民3:33 メラリからマヘリびとの氏族と、ムシびとの氏族とが出た。これらはメラリの氏族である。

民3:34 その数えられた者、すなわち、1か月以上の男子の数は、合わせて6、200人であった。

民3:35 アビハイルの子ツリエルが、メラリの氏族の父祖の家のつかさとなるであろう。彼らは幕屋の北の方に宿営しなければならない。

民3:36 メラリの子たちが、その務として管理すべきものは、幕屋の枠、その横木、その柱、その座、そのすべての器、およびそれに用いるすべての物、

民3:37 まらびに庭のまわりの柱とその座、その釘、およびそのひもである。

民3:38 また幕屋の前、その東の方、すなわち、会見の幕屋の東の方に宿営する者は、モーセとアロン、およびアロンの子たちであって、イスラエルの人々の務に代って、聖所の務を守るものである。ほかの人で近づく者は殺されるであろう。

民3:39 モーセとアロンとが、主の言葉にしたがって数えたレビびとで、その氏族によって数えられた者、1か月以上の男子は、合わせて22、000人であった。

民3:40 主はまたモーセに言われた、“あなたは、イスラエルの人々のうち、すべてういごである男子の1か月以上のものを数えて、その名の数を調べなさい。

民3:41 また主なるわたしのために、イスラエルの人々のうちの、すべてのういごの代りにレビびとを取り、またイスラエルの人々の家畜のうちの、すべてのういごの代りに、レビびとの家畜を取りなさい”。

民3:42 そこでモーセは主の命じられたように、イスラエルの人々のうちの、すべてのういごを数えた。

民3:43 その数えられたういごの男子、すべて1か月以上の者は、その名の数によると22、273人であった。

民3:44 主はモーセに言われた、

民3:45 “あなたはイスラエルの人々のうちの、すべてのういごの代りに、レビびとを取り、また彼らの家畜の代りに、レビびとの家畜を取りなさい。レビびとはわたしのものとなる。わたしは主である。

民3:46 またイスラエルの人々のういごは、レビびとの数を273人超過しているから、そのあがないのために、

民3:47 そのあたまかすによって、ひとりごとに銀5シケルを取らなければならない。すなわち、聖所のシケルにしたがって、それを取らなければならない。1シケルは20ゲラである。

民3:48 あなたは、その超過した者をあがなう金を、アロンと、その子たちに渡さなければならない”。

民3:49 そこでモーセは、レビびとによってあがなわれた者を超過した人々から、あがないの金を取った。

民3:50 すなわち、モーセは、イスラエルの人々のういごから、聖所のシケルにしたがって1、365シケルの金を取り、

民3:51 そのあがないの金を、主の言葉にしたがって、アロンとその子たちに渡した。主がモーセに命じられたとおりである。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民4: 民数記 第4章

民4:1 主はまたモーセとアロンに言われた、

民4:2 “レビの子たちのうちから、コハテの子たちの総数を、その氏族により、その父祖の家にしたがって調べ、

民4:3 30歳以下で、務につき、会見の幕屋で働くことのできる者を、ことごとく数えなさい。

民4:4 コハテの子たちの、会見の幕屋の務は、いと聖なる物にかかわるものであって、次のとおりである。

民4:5 すなわち、宿営の進む時に、アロンとその子たちは、まず、はいて、隔ての垂幕を取りおろし、それをもつて、あかしの箱をおおい、

民4:6 その上に、じゅごんの皮のおおいを施し、またその上に紺青色の布をうちかけ、環にさおをさし入れる。

民4:7 また供えのパンの机の上には、青色の布をうちかけ、その上に、さら、乳香を盛る杯、鉢、および灌祭の瓶を並べまた絶えず供えるパンを置き、

民4:8 緋色の布をその上にうちかけ、じゅごんの皮のおおいをもって、これをおおい、さおをさし入れる。

民4:9 また青色の布を取って、燭台とそのともし火ざら、芯切りばさみ、芯取りざら、およびそれに用いるもろもろの油の器をおおい、

民4:10 じゅごんの皮のおおいのうちに、燭台とそのもろもろの器をいれて、担架に載せる。

民4:11 また、金の祭壇の上に青色の布をうちかけ、じゅごんの皮のおおいで、これをおおい、そのさおをさし入れる。

民4:12 また聖所の務に用いる務の器をみな取り、青色の布に包み、じゅごんの皮のおおいで、これをおおって、担架に載せる。

民4:13 また祭壇の灰を取り去って、紫の布をその祭壇の上にうちかけ、

民4:14 その上に、務をするのに用いるもろもろの器、すなわち、火ざら、肉さし、十能、鉢、および祭壇のすべての器を載せ、またその上に、じゅごんの皮のおおいをうちかけ、そしてさおをさし入れる。

民4:15 宿営の進むとき、アロンとその子たちとが、聖所と聖所のすべての器をおおうことを終ったならば、その後コハテの子たちは、それを運ぶために、はいてこなければならぬ。しかし、彼らは聖なる物に触れてはならない。触れると死ぬであらう。会見の幕屋のうちの、これらの物◆

4,15-1,これらの物は、コハテの子たちが運ぶものである。

民4:16 祭司アロンの子エレアザルは、ともし油、香ばしい薫香、絶えず供える素祭および注ぎ油をつかさどり、

また幕屋の全体と、そのうちにあるすべての聖なる物、およびその所のもろもろの器をつかさどらなければならない”。

民4:17 主はまた、モーセとアロンに言われた、

民4:18 “あなたがたはコハテびとの1族を、レビびとのうちから絶えさせてはならない。

民4:19 彼らがいと聖なる物に近づく時、死なないで、命を保ために、このようにしなさい。すなわち、アロンとそのこたちが、まず、はいり、彼らをおのおのその働きにつかせ、そのになうべきものを取らせなさい。

民4:20 しかし、彼らは、はいって、ひと目でも聖なる物を見てはならない。見るならば死ぬであろう”。

民4:21 主はまたモーセに言われた、

民4:22 “あなたはまたゲルシヨンの子たちの総数を、その父祖の家により、その氏族にしたがって調べ、

民4:23 30歳以上50歳以下で、務につき、会見の幕屋で働くことのできる者を、ことごとく数えなさい。

民4:24 ゲルシヨンびとの氏族の務として働くことと、運ぶ物とは次のとおりである。

民4:25 すなわち、彼らは幕屋の幕、会見の幕屋およびそのおおいと、その上のじゅごんの皮のおおい、ならびに会見の幕屋の入口のとばり運び、

民4:26 また庭のあべばり、および幕屋と祭壇のまわりに庭の門の入口のとばりと、そのひも、ならびにそれに用いるすべての器を運ばなければならない。そして彼らはすべてこれらのものについての働きをしなければならない。

民4:27 ゲルシヨンびとの子たちのすべての務、すなわち、その運ぶことと、働くこととは、すべてアロンとその子たちの命に従わなければならない。あなたがたは彼らにすべてその運ぶべき物を定めて、これを守らせなければならない。

民4:28 これはすなわちゲルシヨンびとの子たちの氏族が、会見の幕屋でする働きであって、彼らの務は祭司アロンの子イタマルの指揮のもとにおこななければならない。

民4:29 メラリの子たちをもなたあなたはその氏族により、しに父祖の家にしたがって調べ、

民4:30 30歳以上50歳以下で、務につき、会見の幕屋の働きをすることのできる者は、ことごとく数えなさい。

民4:31 彼らが会見の幕屋でするすべての務にしたがって、その運ぶ毛記人のある物は次のとおりである。すなわち、幕屋の枠、その横木、その柱、その座、

民4:32 庭のまわりの柱、その座、その釘、そのひも、またそのすべての器、およびそれに用いるすべてのものである。あなたがたは彼らが運ぶ責任のある器を、その名によって割り当てなければならない。

民4:33 これはすなわちメラリの子たちの氏族の働きであって、彼らは祭司アロンの子イタマルの指揮のもとに、会見の幕屋で、このすべての働きをしなければならない”。

民4:34 そこでモーセとアロン、および会衆のつかさたちは、コハテの子たちをその氏族により、その父祖の家にしたがって調べ、

民4:35 30歳以上50歳以下で、務につき、会見の幕屋で働くことのできる者を、ことごとく数えたが、

民4:36 その氏族にしたがって数えられた者は2、750人であった。

民4:37 これはすなわち、コハテびとの氏族の数えられた者で、すべて会見の幕屋で働くことのできる者であった。モーセとアロンが、主のモーセによって命じられたところにしたがって数えたのである。

民4:38 またゲルシヨンの子たちを、その氏族により、その父祖の家にしたがって調べ、

民4:39 30歳以上50歳以下で、務にるき、会見の幕屋ではたらくことのできる者を、ことごとく数えたが、

民4:40 その氏族により、その父祖の家にしたがって数えられた者は2、630人であった。

民4:41 これはすなわち、ゲルシヨンの子たちの氏族の数えられた者で、すべて会見の幕屋で働くことのできる者であった。モーセとアロンが、主の命にしたがって数えたのである。

民4:42 またメラリの子たちの氏族を、その氏族により、その父祖の家にしたがって調べ、

民4:43 30歳以上50歳以下で、務につき、会見の幕屋で働くことのできる者を、ことごとく数えたが、

民4:44 その氏族にしたがって数えられた者は3、200人であった。

民4:45 これはすなわち、メラリの子たちの氏族の数えられた者で、モーセとアロンが、主のモーセによって命じられたところにしたがって数えたのである。

民4:46 モーセとアロン、およびイスラエルのつかさたちは、レビびとを、その氏族により、その父祖の家にしたがって調べ、

民4:47 30歳以上50歳以下で、会見の幕屋にはいって務の働きをし、また、運ぶ働きをする者を、ことごとく数えたが、

民4:48 その数えられた者は8、580人であった。

民4:49 彼らは主の命により、モーセによって任じられ、おのおのその働きにつき、かつその運ぶところを受け持った、こうして彼らは主のモーセに命じられたように数えられたのである。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民5: 民数記 第5章

民5:1 主はまたモーセに言われた、

民5:2 "イスラエルの人々に命じて、らい病人、流出のある者、死体にふれて汚れた者を、ことごとく宿営の外に出させなさい。

民5:3 男でも女でも、あなたがたは彼らを宿営の外に出してそこにおらせ、彼らに宿営を汚させてはならない。わたしがその中に住んでいるからである”。

民5:4 イスラエルの人々はそのようにして、彼らを宿営の外に出した。すなわち、主がモーセに言われたようにイスラエルの人々は行った。

民5:5 主はまたモーセに言われた、

民5:6 "イスラエルの人々に告げなさい、'男または女が、もし人の冒す罪をおかして、主に罪を得、その人がとがある者となる時は、

民5:7 その冒した罪を告白し、その者の価にその5分の1を加えて、彼がとがを冒した相手方にわたし、そのとがをことごとく償わなければならない。

民5:8 しかし、もし、そのとがの償いを受け取るべき親族も、その人になく時は、主にそのとがの償いをして、これを祭司に帰せしめなければならない。なお、このほか、そのあがないをするために用いた贖罪の雄羊も、祭司に帰せしめなければならない。

民5:9 イスラエルの人々が、祭司のもとに携えて来るすべての聖なるささげ物は、みな祭司に帰せしめなければならない。

民5:10 すべて人の聖なるささげ物は祭司に帰し、すべて人が祭司に与える物は祭司に帰するであらう”。

民5:11 主はまたモーセに言われた、

民5:12 "イスラエルの人々に告げなさい、'もし人の妻たる者が、道ならぬ事をして、その夫に罪を犯し、

民5:13 人が彼女と寝たのに、その事が夫の目に隠れて現れず、彼女はその身を汚したけれども、それに対する証人もなく、彼女もまたその時に捕らえられなかった場合、

民5:14 すなわち、妻が身を汚したために、夫が疑いの心を起して妻を疑いの心を起して妻が身を汚した事が無いのに、夫が疑いの心を起して妻を疑うことがあれば、

民5:15 夫は妻を祭司のもとに伴い、彼女のために大麦の粉1エバの10分の1を供え物として携えてこなければならない。ただし、その上に油を注いではならない。また乳香を加えてはならない。これは疑いの供え物、覚えの供え物であって罪を覚えさせるものでからである。

民5:16 祭司はその女を近く進ませ、主の前に立たせなければならない。

民5:17 祭司はまた土の器に聖なる水を入れ、幕屋のゆかのちりを取ってその水に入れ、

民5:18 その女を主の前に立たせ、女にその髪の毛をほどかせ、覚えの供え物すなわち、疑いの供え物を、その手にもたせなければならない。そして祭司は、のろいの苦い水を手に取り、

民5:19 女に誓わせて、これに言わなければならない、"もし人があなたと寝たことがなく、またあなたが、夫のもとにあって、道ならぬ事をして汚れたことがなければ、のろいの苦い水も、あなたに害を与えないであらう。

民5:20 しかし、あなたが、もし夫のもとにあって、道ならぬことをして身を汚し、あなたの夫でない人が、あなたと寝たことがあるならば、――――

民5:21 祭司はその女に、のろいの誓いをもって誓わせ、その女に言わなければならない。――主はあなたのをもをやせさせ、あなたの腹をふくれさせて、あなたを民のうちの、のろいとし、また、ののしりとされるように。

民5:22 また、のろいの水が、あなたの腹にはいつてあなたの腹をふくれさせ、あなたのをもをやせさせるように”。

その時、女は"アメン、アメン"と言わなければならない。

民5:23 祭司は、こののろいを書き物に書きしるし、それを苦い水に洗い落し、

民5:24 女にそののろいの水を飲ませなければならない。そののろいの水は彼女のうちにはいつて苦くなるであらう。

民5:25 そして祭司はその女の手から疑いの供え物を取り、その供え物を主の前に揺り動かして、さおれを祭壇に持ってこなければならない。

民5:26 祭司はその供え物のうちから、覚えの分、一握りを取って、それを祭壇に焼き、その後、女にその水を飲ませなければならない。

民5:27 その水を女に飲ませる時、もしその女が身を汚し、夫に罪を犯した事があれば、そののろいの水は女のうちにはいって苦くなり、その腹はふくれ、ももはやせて、その女はうちののろいとなるであろう。

民5:28 しかし、もし女が身を汚した事がなく、清いならば、害を受けないで、子を産むことができるであろう。

民5:29 これは疑いのある時のおきてである。妻たる物が夫のもとにあつて、道ならぬ事をして汚れた時、

民5:30 また夫たる者が疑いの心を起して、妻を疑う時、彼はその女を主の前に立たせ、祭司はこのおきてを、ことごとく彼女に行わなければならない。

民5:31 こうするならば、夫は罪がなく、妻は罪を負うであろう”。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民6: 民数記 第6章

民6:1 主はまたモーセに言われた、

民6:2 ”イスラエルの人々に言いなさい、’男または女が、特に誓いを立てて、ナジルびととなる誓願をして、身を主に聖別する時は、

民6:3 ぶどう酒と濃い酒を断ち、ぶどう酒の酢となったもの、濃い酒の酢となったものを飲まず、また、ぶどうの汁を飲まず、また生でも干したものでも、ぶどうを食べてはならない。

民6:4 ナジルびとである間は、すべて、ぶどうの木からできるものは、種も皮も食べてはならない。

民6:5 また。ナジルびとたる誓願を立てている間は、すべてかみそりを頭に当ててはならない。身を主に聖別した日数の満ちるまで、彼は聖なるものであるから、髪の毛をのばしておかなければならない。

民6:6 身を主に聖別している間は、すべて死体に近づいてはならない。

民6:7 父母、兄弟、姉妹が死んだ時でも、そのために身を汚してはならない。神に聖別したしるしが、頭にあるからである。

民6:8 彼はナジルびとである間は、すべて主の聖なる者である。

民6:9 もし人がはからずも彼のかたわらに死んで、彼の聖別した頭を汚したならば、彼は身を清める日に、頭をそらなければならない。すなわち、7日目にそれをそらなければならない。

民6:10 そして8日目に山ばと2羽、または家ばとのひな2羽を携えて、会見の幕屋の入口における祭司の所に行かなければならない。

民6:11 祭司はその1羽を罪祭に、1羽を燔祭にささげて、彼が死体によって得た罪を彼のためにあがない、その日に彼の頭を聖別しなければならない。

民6:12 彼はまたナジルびとたる日の数を改めて主に聖別し、1歳の雄の小羊を携えてきて、愆祭としなければならない。それ以前の日は、彼がその聖別を汚したので、無効になるであろう。

民6:13 これがナジルびとの律法である。聖別の日数が満ちた時は、その人を会見の幕屋の入口に連れてこなければならぬ。

民6:14 そしてその人は供え物を主にささげなければならない。すなわち、1歳の雄の小羊の全きもの1頭を燔祭とし、1歳の雌の小羊の全きもの1頭を燔祭とし、雄羊の全きもの1頭を酬恩祭とし、

民6:15 また種入れぬパンの1かご、油を混ぜて作った麦粉の菓子、油を塗った種入れぬ煎餅、および素祭と灌祭を携えてこなければならない。

民6:16 祭司はこれを主の前に携えてきて、その罪祭と燔祭とをささげ、

民6:17 また小羊を種入れぬパンの1かごと共に、酬恩祭の犠牲として、主にささげなければならない。祭司はまたその素祭と灌祭をもささげなければならない。

民6:18 そのナジルびとは会見の幕屋の入口で、聖別した頭をそり、その聖別した頭の髪を取って、これを酬恩祭の犠牲のしたにある火の上に置かなければならない。

民6:19 祭司はその雄羊の肩の煮えたものと、かごから取った種入れぬ菓子1つと、種入れぬ煎餅1つを取って、これをナジルびとが、その聖別した頭をそった後、その手に授け、

民6:20 祭司は主の前でこれを揺り動かして揺祭としなければならない。これは聖なる物であつて、その揺り動かした胸と、ささげたものと共に、祭司に帰するであろう。こうして後、そのナジルびとは、ぶどう主を飲むことができる。

民6:21 これは誓願をするナジルびととそのナジルびとたる事のために、主にささげる彼の供え物についての律法である。このほかにその力の及ぶ物をささげることができる。すなわち、彼らはその誓願のように、ナジルびとの律法にしたがって行なわなければならない”。

民6:22 主はまたモーセに言われた、

民6:23 "アロンとその子たちに言いなさい、'あなたがたはイスラエルの人々を祝福してこのように言わなければならない。

民6:24 "願わくは主があなたを祝福し、あなたを守られるように。

民6:25 願わくは主がみ顔をもってあなたを照し、あなたを恵まれるように。

民6:26 願わくは主がみ顔をあなたに向け、あなたに平安を賜るように"。

民6:27 こうして彼らがイスラエルの人々のために、わたしの名を唱えるならば、わたしは彼らを祝福するであらう"。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民7: 民数記 第7章

民7:1 モーセが幕屋を建て終り、これに油を注いで聖別し、またそのすべての器、およびその祭壇と、そのすべての器に油を注いで、これを聖別した日に、

民7:2 イスラエルのつかさたち、すなわち、その父祖の家の長たちは、ささげ物をした。彼らは各部族のつかさたちであって、その数えられた人々をつかさどる者どもであった。

民7:3 彼らはその供え物を、主の前に携えてきたが、おいしいのある車6両と雄牛12頭であった。つかさふたりに車1両、ひとりに雄牛1頭である。彼らはこれを幕屋の前に引いてきた。

民7:4 その時、主はモーセに言われた、

民7:5 "あなたはこれを会見の幕屋の務に用いるために、彼らから受け取って、レビびとに、おのおのその務にしたがって、渡さなければならない"。

民7:6 そこでモーセはその車と雄牛を受け取って、これをレビびとに渡した。

民7:7 すなわち、ゲルシオンの子たちは、その務にしたがって、車2両と雄牛4頭を渡し、

民7:8 メラリの子たちは、その務にしたがって車4両と雄牛8頭を渡し、祭司アロンの子イタマルに、これを監督させた。

民7:8

民7:9 しかし、コハテの子たちには、何をも渡さなかった。彼らの務は聖なる物を、肩にになって運ぶことであったからである。

民7:10 つかさたちは、また祭壇に油を注ぐ日に、祭壇奉納の供え物を携えてきて、その供え物を祭壇の前にささげた。

民7:11 主はモーセに言われた、"つかさたちは1日にひとりずつ、祭壇奉仕の供え物をささげなければならない"。

民7:12 第1日に供え物をささげた者は、ユダの部族のアミナダブの子ナシオンであった。

民7:13 その供え物は銀のさら1つ、その重さは130シケル、銀の鉢1つ、これは70シケル、殿に聖所のシケルによる。この2つには素祭に使う油を混ぜた麦粉を満たしていた。

民7:14 また10シケルの金の杯1つ。これには薫香を満たしていた。

民7:15 また燔祭に使う若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊1頭。

民7:16 罪祭に使う雄やぎ1頭

民7:17 酬恩祭の犠牲に使う雄牛2頭、雄羊5頭、雄やぎ5頭、1歳の雄の小羊5頭であって、これはアミナダブの子ナシオンの供え物であった。

民7:18 第2日にはイッサカルの子つかさ、ツアルの子ネタニエルがささげ物をした。

民7:19 そのささげた物は銀のさら1つ、その重さは130シケル、銀の鉢1つ、これは70シケル、共に聖所のシケルによる。この2つには素祭に使う油を混ぜた麦粉を満たしていた。

民7:20 また10シケルの金の杯1つ、これには薫香を満たしていた。

民7:21 また燔祭に使う若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊1頭。

民7:22 罪祭に使う雄やぎ1頭。

民7:23 酬恩祭の犠牲に使う雄牛2頭、雄羊5頭、雄やぎ5頭、1歳の雄の小羊5頭であって、これはツアルの子ネタニエルの供え物であった。

民7:24 第3日にはゼブルンの子たちのつかさ、ヘロンの子エリアブ。

民7:25 その供え物は銀のさら1つ、その重さは130シケル、銀の鉢1つ、これは70シケル、共に聖所のシケルによる。この2つには素祭に使う油を混ぜた麦粉を満たしていた。

民7:26 また10シケルの金の杯1つ、これには薫香を満たしていた。

民7:27 また燔祭に使う若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊1頭。

民7:28 罪祭に使う雄やぎ1頭。

民7:29 酬恩祭の犠牲に使う雄牛2頭、雄羊5頭、雄やぎ5頭、1歳の雄の小羊5頭であって、これはヘロンの子エリアブの供え物であった。

民7:30 第4日にはルベンの子たちのつかさ、シデウルの子エリヅル。

民7:31 その重さは130シケル、銀の鉢1つ、これは70シケル、共に聖所のシケルによる。この2つには素祭に使う油を混ぜた麦粉を満たしていた。

民7:32 また10シケルの金の杯1つ、これには薫香を満たしていた。

民7:33 また燔祭に使う若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊1頭。

民7:34 罪祭につかう雄やぎ1頭。

民7:35 酬恩祭の犠牲に使う雄牛2頭、小羊5頭、雄やぎ5頭、1歳の雄の小羊5頭であって、これはシデウルの子エリヅルの供え物であった。

民7:36 第5日にはシメオンの子たちのつかさ、ツリシャダの子ツルミエル。

民7:37 その供え物は銀のさら1つ、その重さは130シケル、銀の鉢1つ、これは70シケル、共に聖所のシケルによる。この2つには素祭に使う油を混ぜた麦粉を満たしていた。

民7:38 また金の杯1つ、これには薫香を満たしていた。

民7:39 また燔祭に使う若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊1頭。

民7:40 罪祭に使う雄やぎ1頭。

民7:41 酬恩祭の犠牲に使う雄牛2頭、雄羊5頭、雄やぎ5頭、1歳の雄の小羊5頭であって、これはシリシャダイの子シルミエルの供え物であった。

民7:42 第6日にはガドの子たちのつかさ、ダウエルの子エリアサフ。

民7:43 その供え物は銀のさら1つ。その重さは130シケル、銀の鉢1つ、これは70シケル、共に聖所のシケルによる。この2つには素祭に使う油を混ぜた麦粉を満たしていた。

民7:44 また10シケルの金の杯1つ、これには薫香を満たしていた。

民7:45 また燔祭に使う若い雄牛1頭、小羊1頭、12歳の雄の小羊1頭。

民7:46 罪祭に使う雄やぎ1頭。

民7:47 酬恩祭の犠牲に使う雄牛2頭、雄羊5頭、雄やぎ5頭、1歳の雄の小羊5頭であって、これはデウエルの子エリアサフの供え物であった。

民7:48 第7日にはエフライムの子たちのつかさ、アミホデの子エリシャマ。

民7:49 その供え物は銀のさら1つ、その重さは130シケル、銀の鉢1つ、これは70シケル、共に聖所のシケルによる。この2つには素祭に使う油を混ぜた麦粉を満たしていた。

民7:50 また10シケルの銀の杯1つ、これには薫香を満たしていた。

民7:51 また燔祭に使う若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊1頭。

民7:52 罪祭に使う雄やぎ1頭。

民7:53 酬恩祭の犠牲に使う雄牛2頭、雄羊5頭、雄やぎ5頭、1歳の雄の小羊5頭であって、これはアミホデの子エリシャマの供え物であった。

民7:54 第8日にはマネセの子たちのつかさ、パダヅルの子ガマリエル。

民7:55 その供え物は銀のさら1つ、その重さは130シケル、共に聖所のシケルによる。この2つには素祭に使う油を混ぜた麦粉を満たしていた。

民7:56 また10シケルの金の杯1つ、これには薫香を満たしていた。

民7:57 また燔祭に使う若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊1頭。

民7:58 罪祭に使う雄やぎ1頭。

民7:59 酬恩祭の犠牲に使う雄牛2頭、雄羊5頭、雄やぎ5頭、1歳の雄の小羊5頭であって、これはパダヅルの子ガマリエルの供え物であった。

民7:60 第9日にはベニヤミンの子らのつかさ、ギデアニの子アビダン。

民7:61 その供え物は銀のさら1つ、その重さは130シケル、銀の鉢1つ、これは70シケル、共に聖所のシケルによる。この2つには素祭に使う油を混ぜた麦粉を満たしていた。

民7:62 また10シケルの金の杯1つ、これには薫香を満たしていた。

民7:63 また燔祭に使う若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊1頭。

民7:64 罪祭に使う雄やぎ1頭。

民7:65 酬恩祭の犠牲に使う雄牛2頭、雄羊5頭、雄やぎ5頭、1歳の雄の小羊5頭であって、これはギデオニの子アビダンの供え物であった。

民7:66 第10日にはダンの子たちのつかさ、アミシャダイの子アヒエゼル。

民7:67 その供え物は銀のさら1つ、その重さは130シケル、銀の鉢1つ、これは70シケル、共に聖所のシケルによる。この2つには素祭に使う油を混ぜた麦粉を満たしていた。

民7:68 また10シケルの金の杯1つ、これは薫香を満たしていた。

民7:69 また燔祭に使う若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊1頭。

民7:70 罪祭に使う雄やぎ1頭、

民7:71 酬恩祭の犠牲に使う雄牛2頭、雄羊5頭、雄やぎ5頭、1歳の雄の小羊5頭であって、これはアミシャダイの子アヒエゼルの供え物であった。

民7:72 第11日にはアセルの子たちのつかさ、オ克蘭の子パギエル。

民7:73 その供え物は銀のさら1つ、その重さは130シケル、銀の鉢1つ、これは70シケル、共に聖所のシケルによる。この2つには素祭に使う油を混ぜた麦粉を満たしていた。

民7:74 また10シケルの金の杯1つ、これには薫香を満たしていた。

民7:75 また燔祭に使う若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊1頭。

民7:76 罪祭に使う雄やぎ1頭、

民7:77 酬恩祭の犠牲に使う雄牛2頭、雄羊5頭、雄やぎ5頭、1歳の雄の小羊5頭であって、これはオ克蘭の子パギエルの供え物であった。

民7:78 第12日にはナフタリの子たちのつかさ、エナンの子アヒラ。

民7:79 その供え物は銀のさら1つ、その重さは130シケル、銀の鉢1つ、これは70シケル、共に聖所のシケルによる。この2つには素祭に使う油を混ぜた麦粉を満たしていた。

民7:80 また10シケルの金の杯1つ、これには薫香を満たしていた。

民7:81 また燔祭に使う若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊1頭。

民7:82 罪祭に使う雄やぎ1頭。

民7:83 酬恩祭の犠牲に使う雄牛2頭、雄羊5頭、雄たぎ5頭、1歳の雄の小羊5頭であって、これはエナンの子アヒラの供え物であった。

民7:84 以上は祭壇に油を注ぐ日に、イスラエルのつかさたちが、祭壇を奉納する供え物として、ささげたものである。すなわち、銀のさら12、銀の鉢12、金の杯12。

民7:85 銀のさらはそれぞれ130シケル、鉢はそれぞれ70シケル、聖所のシケルによれば、この銀の器はあわせて2,400シケル。

民7:86 また薫香の満ちて営瑠12の金の杯は、聖所のシケルによれば、それぞれ10シケル、その杯の金は合わせて120シケルであった。

民7:87 また燔祭に使う雄牛は合わせて12、雄羊は12、1歳の雄の小羊は12、このほかにその素祭のものがあつた。また罪祭に使う雄やぎは12。

民7:88 酬恩祭の犠牲に使う雄牛はあわせて4、雄羊は60、1歳の雄の小羊は60であって、これは祭壇に油を注いだ後に、祭壇奉仕の供え物としてささげたものである。

民7:89 さてモーセは主と語るために、会見の幕屋にはいって、あかしの箱の上の、贖罪所の上、2つのケルビムの間から自分に語られる声を聞いた。すなわち、主は彼に語られた。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民8: 民数記 第8章

民8:1 主はモーセに言われた、

民8:2 "アロンに言いなさい、'あなたがもし日をともし時は、7つのともし火で燭台の前方を照らすようにしなさい'。"

民8:3 アロンはそうにした。すなわち、主がモーセに命じられたように、燭台の前方を照らすように、ともし火をともした。

民8:4 燭台の造りは次のとおりである。それあは金の打ち物で、その台もその花も共に打物造りであった。モーセは主に示された型にしたがって、そのようにその燭台を造った。

民8:5 主はまたモーセに言われた、

民8:6 “レビびとをイスラエルの人々のうちから取って、彼らを清めなさい。

民8:7 あなたはこのようにして清めなければならない。すなわち、罪を清める水を彼らに注ぎかけ、彼らに全身をそらせ、衣服を洗わせて、身を清めさせ、

民8:8 そして彼らに若い雄牛1頭と、油を混ぜた麦粉の素祭とを取らせなさい。あなたはまた、ほかに若い雄牛を罪祭のために取らなければならない。

民8:9 そして、あなたはレビびとを会見の幕屋の前に連れてきて、イスラエルの人々の全会衆を集め、

民8:10 レビびとを主の前に進ませ、イスラエルの人々をして、手をレビびとの上に置かせなければならない。

民8:11 そしてアロンは、レビびとをイスラエルの人々のささげる揺祭として、主の前にささげなければならない。これは彼らに主の務をさせるためである。

民8:12 それからあなたはレビびとをして、手をかの雄牛の頭の上に置かせ、その1つを罪祭として主にささげ、レビびとのために罪のあがないをしなければならない。

民8:13 あなたはレビびとを、アロンとその子たちの前に立たせ、これを揺祭として主にささげなければならない。

民8:14 こうして、あなたはレビびとをイスラエルの人々のうちから分かち、レビびとをわたしのものとしなければならない。

民8:15 こうして後レビびとは会見の幕屋にはいつて務につくことができる。あなたは彼らを清め、彼らをささげて揺祭としなければならない。

民8:16 彼らはイスラエルの人々のうちから、全くわたしにささげられたものだからである。イスラエルの人々のうちの初めに生まれた者、すなわち、すべてのういごの代りに、わたしは彼らを取ってわたしのものとした。

民8:17 イスラエルの人々のうちのういごは、人も獣も、みなわたしのものだからである。わたしはエジプトの地で、すべてのういごを撃ち殺した日に、彼らを聖別してわたしのものとした。

民8:18 それでわたしはイスラエルの人々のうちの、すべてのういごの代りにレビびとを取った。

民8:19 わたしはイスラエルの人々のうちからレビびとを取って、アロンとその子たちに与え、彼らに会見の幕屋に代って務をさせ、またイスラエルの人々のために罪のあがないをさせるであろう。これはイスラエルの人々が、聖所に近づいて、イスラエルの人々のうちに災の起ることのない◆

8,19-1,イスラエルの人々のうちに災の起ることのないようにするためである”。

民8:20 モーセとアロン、およびイスラエルの人々の全会衆は、すべて主がレビびとの事につき、モーセに命じられた所にしたがって、レビびとに行った。すなわち、イスラエルの人々は、そのように彼らに行った。

民8:21 そこでレビびとは身を清め、その衣服を洗った。アロンは彼らを主の前にささげて揺祭とした。アロンはまた彼らのために、罪のあがないをして彼らを清めた。

民8:22 こうして後、レビびとは会見の幕屋にはいつて、アロンとその子たちに仕えて務をした。すなわち、彼らはレビびとの事について、主がモーセに命じられた所にしたがって、そのように彼らに行った。

民8:23 主はまたモーセに言われた、

民8:24 レビびとは次のようにしなければならない。すなわち、25歳以上の者は務につき、会見の幕屋の働きをしなければならない。

民8:25 しかし、50歳からは務を退き、重ねて務をしてはならない。

民8:26 ただ、会見の幕屋でその兄弟たちの務の助けをすることができる。しかし務をしてはならない。あなたがレビびとにその務をさせるには、このようにしなければならない”。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民9: 民数記 第9章

民9:1 エジプトの国を出た次の年の正月、主はシナイの荒野でモーセに言われた、

民9:2 “イスラエルの人々に、過越の祭を定めの際に行わせなさい。

民9:3 この月の14日の夕暮、定めの際に、それを行わなければならない。あなたがたは、そのすべての定めと、そのすべてのおきてにしたがって、それを行わなければならない”。

民9:4 そこでモーセがイスラエルの人々に、過越の祭を行わなければならないと言ったので、

民9:5 彼らは正月の14日の夕暮、シナイの荒野で過越の祭を行った。すなわち、イスラエルの人々は、すべて主がモーセに命じられたようにおこなった。

民9:6 ところが人の死体に触れて身を汚したため、その日に過越の祭を行うことのできない人々があって、その日モーセとアロンの前にきて、

民9:7 その人々は彼に言った、“わたしたちは人の死体に触れて身を汚しましたが、なぜその定めの際に、イスラエルの人々と共に、主に供え物をささげることができないのですか”。

民9:8 モーセは彼らに言った、“しばらく待て。主があなたがたについて、どう仰せになるかを聞こう”。

民9:9 主はモーセに言われた、

民9:10 “イスラエルの人々に言いなさい、‘あなたがたのうち、また、あなたがたの子孫のうち、死体に触れた人も、遠い旅路にある人も、なお、過越の祭を主に対して行うことができるであろう。

民9:11 すなわち、2月の14日の夕暮、それを行い、種入れぬパンと苦菜を添えて、それを食べなければならない。

民9:12 これを少しでも朝まで残しておいてはならない。またその骨は1本でも折ってはならない。過越の祭のすべての定めにしたがってこれを行わなければならない。

民9:13 しかし、その身は清く、旅に出てもないのに、過越の祭を行わないときは、その人は民のうちから断たれるであろう。このような人は、定めの際に主の供え物をささげないゆえ、その罪を追わなければならない。

民9:14 もし他国の人が、あなたがたのうちに寄留していて、主に対して過越の祭を行おうとするならば、過越の祭の定めにより、そのおきてにしたがって、これを行わなければならない。あなたがたは他国の人にも、自国の人にも、ど同一の定めを用いなければならない。’。

民9:15 幕屋を建てた日に、雲は幕屋をおおった。それはすなわち、あかしの幕屋であって、夕には、幕屋の上に、雲は火のように見えて、朝にまで及んだ。

民9:16 常にそうであって、昼は雲がそれをおおい、夜は火のように見えた。

民9:17 雲が幕屋を離れてのぼる時は、イスラエルの人々は、ただちに道に進んだ。また雲がとどまる所に、イスラエルの人々は宿営した。

民9:18 すなわち、イスラエルの人々は、主の命によって宿営し、幕屋の上に雲がとどまっている間は、宿営していた。

民9:19 幕屋の上に、日久しく雲のとどまる時は、イスラエルの人々は主の言いつけを守って、道に進まなかった。

民9:20 また幕屋の上に、雲のとどまる日の少ない時もあったが、彼らは、ただ主の命にしたがって、道を進んだ。

民9:21 また雲は夕から朝まで、とどまることもあったが、朝になって、雲がのぼる時は、彼らは道に進んだ。また昼でも夜でも、雲がのぼる時は、彼らは道に進んだ。

民9:22 ふつかでも、1か月でも、あるいはそれ以上でも、幕屋の上に、雲がとどまっている間は、イスラエルの人々は宿営していて、道を進まなかったが、それがのぼると道に進んだ。

民9:23 すなわち、彼らは主の命にいたがって宿営し、主の命にしたがって宿営し、主の命にしたがって道に進み、モーセのよって、主が命じられたとおりに、主の言いつけを守った。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民10: 民数記 第10章

民10:1 主はモーセに言われた、

民10:2 “銀のラッパを2本つくりなさい。すなわち、打物造りとし、それで会衆を呼び集め、また宿営を進ませなさい。

民10:3 この2つを吹くときは、全会衆が会見の幕屋の入口に、あなたの所に集まってこなければならない。

民10:4 もしその1つだけを吹くときは、イスラエルの氏族の長であるつかさたちが、あなたの所に集まってこなければならない。

民10:5 またあなたがたが警報を吹き鳴らす時は、東の方の宿営が、道に進まなければならない。

民10:6 2度目の警報を吹き鳴らす時は、南の方の宿営が、道に進まなければならない。すべて道に進む時は、警報を吹き鳴らさなければならない。

民10:7 また会衆を集める時にも、ラッパを吹き鳴らす、警報は吹き鳴らしてはならない。

民10:8 アロンの子である祭司たちが、ラッパを吹かなければならない。これはあなたがたが、代々ながく守るべき

定めとしなければならない。

民10:9 また、あなたがたの国で、あなたがたをしえたげるあだとの戦いに出る時は、ラッパをもって、警報を吹き鳴らさなければならない。そうするならば、あなたがたは、あなたがたの神、主に覚えられて、あなたがたの敵から救われるであろう。

民10:10 また、あなたがたの喜びの日、あなたがたの祝いの時、および、月々の第1日には、あなたがたの燔祭の犠牲をささげるに当って、ラッパを吹き鳴らさなければならない。そうするならば、あなたがたの神は、それによって、あなたがたを覚えらるであろう。わたしはあなたがたの◆

10,10-1,わたしはあなたがたの神、主である。

民10:11 第2年の2月20日に、雲があかしの幕屋を離れてのぼったので、

民10:12 イスラエルの人々は、シナイの荒野を出て、その旅路に進んだが、バランの荒野に至って、雲はとどまった。

民10:13 こうして彼らは、主がモーセによって、命じられたところにしたがって、道に進むことを始めた。

民10:14 先頭には、ユダの子たちの宿営の旗が、その部隊を従えて進んだ。ユダの部隊の長はアミナダブの子ナシオン、

民10:15 イッサカルの子たちの部族の長はツアルの子ネタニエル、

民10:16 ゼブルンの子たちの部族の部隊の長はヘロンの子エリアブであった。

民10:17 そして幕屋は取りくずされ、ゲルシオンの子たち、およびメラリの子たちは幕屋を運び進んだ。

民10:18 次にルベンの宿営の旗が、その部隊を従えて進んだ。ルベンの部隊の長はシデウルの子エリヅル、

民10:19 シメオンの子たちの部族の部隊の長はシリシャダイの子シルミエル、

民10:20 ガドの子たちの部族の部隊の長ハ、デウエルの子エリサフであった。

民10:21 そしてコハテびとは聖なる物を運び進んだ。これが着くまでに、人々は幕屋を建て終るのである。

民10:22 次にエフライムの子たちの宿営の旗が、その部隊を従えて進んだ。エフライムの部隊の長はアミホデの子エリシャマ、

民10:23 マナセの子たちの部族の部隊の長はパダヅルの子ガマリエル、

民10:24 ベニヤミンの子たちの部族の部隊の長はギデオニの子アビダンであった。

民10:25 次にダンの子たちの宿営の旗が、その部隊を従えて進んだ。この部隊はすべての宿営のしがりであった。ダンの部隊の長はアミシャダイの子アヒエゼル、

民10:26 アセルの子たちの部族の部隊の長はオクランの子パギエル、

民10:27 ナフタリの子たちの部族の部隊の長はエナンの子アヒラであった。

民10:28 イスラエルの人々が、その道に進む時は、このように、その部隊に従って進んだ。

民10:29 さて、モーセは、妻の父、ミデヤンびとリウエルの子ホバブに言った、"わたしたちは、かつて主がおまえたちに与えると約束された所に向かって進んでいます。あなたも一緒においでください。あなたが幸福になられるようにいたしましょう。主がイスラエルに幸福を約束されたの◆

10,29-1,主がイスラエルに幸福を約束されたのですか"。

民10:30 彼はモーセに言った、"わたしは行きません。わたしは国に帰って、親族のもとに行きます"。

民10:31 モーセはまた言った、"どうかわたしたちを見捨てないでください。あなたはわたしたちが荒野のどこに宿営すべきかを御存じですから、わたしたちの目となってください。"

民10:32 もしあなたが一緒においでくださるなら、主がわたしたちに賜わる幸福をあなたにも及ぼしましょう"。

民10:33 こうして彼らは主の山を去って、3彼の行程を進んだ。主の契約の箱は、その3彼の行程の間、彼らに先立って行き、彼らのために休む所を尋ねもとめた。

民10:34 彼らが宿営を出て、道に進むとき、昼は主の雲が彼らの上にあった。

民10:35 契約の箱の進むときモーセは言った、"主よ、立ちあがってください。あなたの敵は打ち散らされ、あなたを憎む者どもは、あなたの前から逃げ去りますように"。

民10:36 またそのとどまるとき、彼は言った、"主よ、帰ってきてください、イスラエルのちよろずの人に"。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民11: 民数記 第11章

民11:1 さて、民は災難に会っている人のように、主の耳につぶやいた。主はこれを聞いて怒りを発せられ、主の

火が彼らのうちに燃えあがって、宿営の端を焼いた。

民11:2 そこで民はモーセにむかって叫んだ。モーセが主に祈ったので、その火はしずまった。

民11:3 主の火が彼らのうちに燃えあがったことによって、その所の名はタベラと呼ばれた。

民11:4 また彼らのうちにいた多くの寄り集まりびとは欲心を起し、イスラエルの人々もまた再び泣いて言った、“ああ、肉を食べたい。

民11:5 われわれは思い起すが、エジプトでは、ただで、肉を食べた。きゅうりも、すいかも、にらも、たまねぎも、そして、にんにくも。

民11:6 しかし、いま、われわれの精根は尽きた。われわれの目の前には、このマナのほか何もない”。

民11:7 マナは、こえんどうの実のようで、色はブドラクの色のものであった。

民11:8 民は歩きまわって、これを集め、ひきうすでひき、または、うすでつき、かまで煮て、これをもちとした。その味は油菓子の味のものであった。

民11:9 夜、宿営の露がおおりるとき、マナはそれと共に降った。

民11:10 モーセは、民が家ごとに、おのおのその天幕の入口で無くのを開いた。そこで主は激しく怒られ、またモーセは不快に思った。

民11:11 そして、モーセは主に言った、“あなたはなぜ、しもべに悪い仕打ちをされるのですか。どうしてわたしはあなたの前に恵を得ないで、このすべての民の重荷を負わされるのですか。

民11:12 わたしがこのすべての民を、はらんだのですか。わたしがこれを生んだのですか。そうではないのに、あなたはなぜわたしに‘養い親が乳児を抱くように、彼らをふところに抱いて、あなたが彼らの先祖たちに誓われた地に行け’と言われるのですか。

民11:13 わたしはどこから肉を獲てこのすべての民に与えることができますでしょうか。彼らは泣いて、‘肉を食べさせよ’とわたしに行っているのです。

民11:14 わたしひとりでは、このすべての民を負うことができません。それはわたしの重過ぎます。

民11:15 もしわたしがあなたの前に恵みを得ますならば、わたしにこのような仕打ちをされるよりは、むしろ、ひとりに殺し、このうえ苦しみに会わせないでください”。

民11:16 主はモーセに言われた、“イスラエルの長老たちのうち、民の長老たなり、つかさとなるべきころを、あなたが知っている者70人をわたしのもとの集め、会見の幕屋に連れてきて、そこあなたと共に立たせなさい。

民11:17 わたしは下って、その所で、あなたと語り、またわたしはあなたの上にある霊を、彼らにも分け与えるであろう。彼らはあなたと共に、民の重荷を負い、あなたが、ただひとり、それを負うことのないようにするであろう。

民11:18 あなたはまた民に言いなさい、‘あなたがたは身を清めて、あすを待ちなさい。あなたがたは肉を食べることができるであろう。あなたがたが泣いて主の耳に、わたしたちは肉が食べたい。エジプトにいた時は良かったと言ったからである。それゆえ、主はあなたがたに肉を与えてた◆

11,18-1,主はあなたがたに肉を与えて食べさせられるであろう。

民11:19 あなたがたがそれを食べるのは、1日や2日や20日ではなく、

民11:20 1か月に及び、ついにあなたがたの花から出るようになり、あなたがたは、それに飽き果てるであろう。それはあなたがたのうちにおられる主を軽ろんじて、その前に亡き、なぜ、わたしたちはエジプトから出てきたのだろうと言ったからである”。

民11:21 モーセは言った、“わたしと共にいる民は徒歩の男子だけでも60万です。ところがあなたは、‘わたしは彼らに肉を与えて1か月のあいだ食べさせよう’と言われる”。

民11:22 羊と牛の群れを彼らのためにほふって、彼らを飽きさせるというのですか。海のすべての魚を彼らのために集めて、彼らを飽きさせるというのですか”。

民11:23 主はモーセに言われた、“主の手は短かろうか。あなたは、いま、わたしの言葉の成るかどうかを見るであろう”。

民11:24 この時モーセは出て、主の言葉を民に告げ、民の長老たち70人を集めて、幕屋の周囲に立たせた。

民11:25 主は雲のうちにあって件、モーセと語られ、モーセの上にある雲を、その70人の長老たちにも分け与えられた。その雲が彼らの上にとどまった時、彼らは預言した。ただし、その後は重ねて預言しなかった。

民11:26 その時ふたりの者が、宿営にとどまっていたが、ひとりの名はエルダデと言い、ひとりの名はメダデといった。彼らの上にも霊がとどまった。彼らは名をしるされた者であったが、幕屋に行かなかったので、宿営のうちに預言した。

民11:27 ミとりの若者が走ってきて、モーセに告げて言った、“ダルダデとメダデとが宿営のうちに預言しています”。

民11:28 若い時からモーセの従者であったヌンの子ヤシュアは答えて言った、“わが主、モーセよ、彼らをさし止めてください”。

民11:29 モーセは彼に言った、“あなたは、わたしのためをお持って、ねたみを起こしているのか。主の民がみな預言者となり、主がその霊を彼らに与えられることは、願わしいことだ”。

民11:30 こうしてモーセはイスラエルの長老たちと共に、宿営に引きあげた。

民11:31 さて、主のもとから風が起り、海の向こうから、うずらを運んできた、これを宿営の近くに落した。その落ちた範囲は、宿営の周囲で、こちら側も、おおよそ1日の行程、あちら側も、おおよそ1日の行程、地面から高さはおおよそ2キュビトであった。

民11:32 そこで民は立ち上がってその日は終日、その夜は終日、またその次の日も終日、うずらを集めたが、集める事も少ない者も、10ホメルほど集めた。彼らはみな、それを宿営の周囲に広げておいた。

民11:33 その肉がなお、彼らの歯の間にあって食べつくさないうちに、主は民にむかって怒りを発し、主は非常に激しい疫病をもって民を撃たれた。これによって、その所の名はキブロテ・ハッタワと呼ばれた。欲心を起こした民を、そこに埋めたからである。

民11:34 キブロテ・ハッタワから、民はハゼロテにとどまった。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民12: 民数記 第12章

民12:1 モーセはクシの女をめとっていたが、そのクシの女をめとったゆえをもって、ミリヤムとアロンはモーセを非難した。

民12:2 彼らは言った、“主はただモーセによって語られるのか。われわれによって語られるのではないのか”。主はこれを聞かれた。

民12:3 モーセはその人となり柔和なこと、地上のすべての人にまさっていた。

民12:4 そこで、主は突然モーセとアロン、およびミリアムにむかって“あなたがた3人、会見の幕屋に出てきなさい”と言われたので、彼ら3人は出てきたが、

民12:5 主は雲の柱のうちにあって件、幕屋の入口に立って、アロンとミリアムと呼ばれた。彼らふたりが進み出ると、

民12:6 /言われた、“あなたがたは、いまわたしの言葉を聞きなさい。あなたがたのうちに、もし、預言者があるならば、主なるわたしは幻をもって、これにわたしを知らせ、また夢をもって、これと語るであろう。

民12:7 しかし、わたしのしもべモーセとは、彼はわたしの全家に忠信なる者である。

民12:8 彼とは、わたしは口ずから語り、明らかに言って、なぞを使わない。彼はまた主の形を見るのである。なぜ、あなたがたはわたしのしもべモーセを恐れず非難するのか”。

民12:9 主は彼らにむかい怒りを発して去られた。

民12:10 雲が幕屋の上を離れ去った時、ミリアムは、らい病となり、その身は雪のように白くなった。アロンがふり返ってミリアムを見ると、彼女はらい病になっていた。

民12:11 そこで、アロンはモーセに言った、“ああ、わが主よ、わたしたちは愚かなことをして罪を犯しました。どうぞ、その罰をわたしたちに受けさせないでください。

民12:12 どうぞ彼女を母の胎から肉が半ば滅びうせて出る死人のようになしないでください”。

民12:13 その時モーセは主に呼ばわって言った、“ああ、神よどうぞ彼女をいやしてください”。

民12:14 主はモーセに言われた、“彼女の父が彼女の顔につばきしてさえ、彼女は7日のあいだ、恥じて身を隠すで花井か。彼女を7日のあいだ、宿営の外で閉じこめておかねばならない。その後、連れもどしてもよい”。

民12:15 そこでミリアムは7日のあいだ、宿営の外で閉じこめられた。民はミリアムが連れもどされるまでは、道に進まなかった。

民12:16 その後、民はハゼロテを立て進み、パランの荒野に宿営した。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民13: 民数記 第13章

民13:1 主はモーセに言われた、

民13:2 “人をつかわして、わたしがイスラエルの人々に与えるカナンの地を探らせなさい。すなわち、その父祖の部族ごとに、すべて彼らのうちのつかさたる者ひとりずつをつかわしなさい”。

民13:3 モーセは主の命にしたがって、バランの荒野から彼らをつかわした。そのその人々はみなイスラエルの人々のかしらたちであった。

民13:4 彼らの名は次のとおりである。ルベンの部族ではザックルの子シャンマ、

民13:5 シメオンの母族ではホリの子シャパテ、

民13:6 ユダの部族ではエフンネの子カレブ、

民13:7 イッサカルの母族ではヨセフの子イガル、

民13:8 エフライムの部族ではヌンの子ホセア、

民13:9 バニヤミンの部族ではラフの子パルテ、

民13:10 ゼブルンの部族ではソデの子ガデエル、

民13:11 ヨセフの部族すなわち、マナセの部族ではスシの子ガデ、

民13:12 ダンの部族ではゲマリの子アンミエル、

民13:13 アセルの部族ではミカエルの子セトル、

民13:14 ナフタリの部族ではワフシの子ナヘビ、

民13:15 ガドの部族ではマキの子ギウエル。

民13:16 以上はモーセがその地を探らせるためにつかわした人々の名である。そしてモーセはヌンの子ホセアをヨシュアと名づけた。

民13:17 モーセは彼らをつかわし、カナンの地を探らせようとして、これに言った、“あなたがたはネゲブに行つて、山に登り、

民13:18 その地の様子を見、そこに住む民は、強いかな、少ないか多いか、

民13:19 また彼らの住んでいる地は、良いか悪いか。人々の住んでいる町々は、天幕か、城壁のある町か、

民13:20 その地は、肥えているか、やせているか、そこには、木があるかないかを見なさい。あなたがたは、勇んで行って、その地のくだものを取ってきなさい”。時は、ぶどうの熟し始める季節であった。

民13:21 そこで、彼らはのぼって行って、その地をチンの荒野からハマテの入口に近いレホブまで探った。

民13:22 彼らはネゲブにのぼって、ヒブロンまで行った。そこにはアナクの子孫であるアヒマン、セシャイ、およびタルマイがいた。ヒブロンはエジプトのゾアンよりも7年前に建てられたものである。

民13:23 ついにかれらはエシコルの谷に行つて、そこで1ふさのぶどうの枝を切り取り、これを棒をもって、ふたりでかつぎ、また、ざくろといちじくをも取った。

民13:24 イスラエルの人々が、そこで切り取ったぶどうの1ふさにちなんで、その所はエシコルの谷と呼ばれた。

民13:25 40日の後、彼らはその地を探り終わって帰ってきた。

民13:26 そして、バランの荒野にあるカデシにいたモーセとアロン、およびイスラエルの人々の全会衆のもとに行つて、彼らと全会衆とに復命し、その地のくだものを彼らに見せた。

民13:27 彼らはモーセに言った、“わたしたちはあなたが、つかわした地へ生きました。そこはまことに乳と蜜の流れている地です。これはそのくだものです”。

民13:28 しかし、その地に住む民は強く、その町々は堅固で非常に大きく、わたしたちはそこにアナクの子孫がいるのを見ました。

民13:29 またネゲブの地には、アマレクびとが住み、山地にはヘテびと、エブスびと、アモリびとが住み、海べとヨルダンの岸べには、カナンびとが住んでいます”。

民13:30 そのとき、カレブはモーセの前で、民をはずめて言った、“わたしたちはすぐにのぼって、攻め取りましょう。わたしたちは必ず勝つことができます”。

民13:31 しかし、彼とともにのぼって行った人々は言った、“わたしたちはその民のところへ攻めのぼることはできません。彼らはわたしよりも強いからです”。

民13:32 ところが彼らはその探った地のことを、イスラエルの人々に悪く言いふらして言った、“わたしたちが行き巡つて探った地は、そこに住む者を滅ぼす地です。またその所でわたしたちが見たみな背の高い人々です”。

民13:33 わたしたちはまたそこで、ネビルムから出たアナクの子孫ネビルムを見ました。わたしたちには自分が、いなごのように思われ、また彼らにも、そう見えたに違いありません”。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民14: 民数記 第14章

民14:1 そこで、会衆はみな声をあげて叫び、民はその夜、泣き明かした。

民14:2 またイスラエルの人々はみなモーセとアロンにむかってつぶやき、全会衆は彼らに言った、“ああ、わたしたちはエジプトの国で死んでいたらよかったのに。

民14:3 なにゆえ、主はわたしたちをこの地に連れてきて、つるぎに倒れさせ、またわたしたちの妻子をえじきとされるであろうか。エジプトに帰る方が、むしろ良いではないか”。

民14:4 彼らは互いに言った、“わたしたちはひとりのかしらを立てて、エジプトに帰ろう”。

民14:5 そこで、モーセとアロンはイスラエルの人々の全会衆の前でひれふした。

民14:6 このとき、その地を探った者のうちのヌンの子ヨシュアとエフンヌの子カレブは、その衣服を裂き、

民14:7 イスラエルの人々の全会衆に言った、“わたしたちが行き巡って探った地は非常に良い地です。

民14:8 もし、主が良しとされるならばわたしたちはその地に導いて行って、それをわたしたちにくださるでしょう。それは乳と蜜の流れている地です。

民14:9 唯、主にそむいてはなりません。またその地の民を恐れてはなりません。彼らはわたしたちの食べ物にすぎません。彼らを守る者は取り除かれます。主がわたしたちと共におられますから、彼らを恐れてはなりません”。

民14:10 ところが会衆はみな石で彼らを撃ち殺そうとそた。そのとき、主の栄光が、会見の幕屋からイスラエルのすべての人に現れた。

民14:11 主はモーセに言われた、“この民はいつまでわたしを侮めるのか。わたしがもろもろのしるしを彼らのうちに行ったのに、彼らはいつまでわたしを信じないのか。

民14:12 わたしは疫病をもって彼らを撃ち滅ぼし、あなたを彼らよりも大いなる強い国民としよう”。

民14:13 モーセは主に言った、“エジプトびとは、あなたが力をもって、この民を彼らのうちから導き出されたことを聞いて、

民14:14 この地の住民に告げるでしょう。彼らは、主なるあなたが、この民のうちにおられ、主なるあなたが、まのあたり現れ、あなたの雲が、彼らの上にとどまり、昼は雲の柱のうちに、夜は火の柱のうちにあって、彼らの前に行かれるのを聞いたのです。

民14:15 いま、もし、あなたがこの民をひとり残らず殺されるならば、あなたのことを聞いた国民は語って、

民14:16 ‘主は与えると誓った地に、この民を導き入れることができなかったため、彼らを荒野で殺したのだ’と言うでしょう。

民14:17 どうぞ、あなたが約束されたように、いま主の大いなる力を現してください。

民14:18 あなたはかつて、‘主は怒ることおそく、いつくしみに富み、罪ととがをゆるす者、しかし、罰すべき者は、決してゆるさず、父の罪を子に報いて、3、4代に及ぼし者である’と言われました。

民14:19 どうぞ、あなたの大いなるいつくしみによって、エジプトからこのかた、今にいたるまで、この民をゆるされたように、この民の罪をおゆるしてください”。

民14:20 主は言われた、“わたしはあなたの言葉のとおりにゆるそう。

民14:21 しかし、わたしは生きている。また主の栄光が、全世界に満ちている。

民14:22 わたしの栄光と、わたしがエジプトと荒野で行ったしるしを見ながら、このように10度もわたしを試みて、わたしの声に聞きしたがわなかった人々はひとりも、

民14:23 わたしがかって彼らの先祖たちに与えると誓った地を見ないであろう。またわたしを侮った人々も、そこを見ないであろう。

民14:24 ただし、わたしのしもべベカレブは違った心をもっていて、わたしに完全に従ったので、わたしは彼が行ってきた地に彼を導き入れるであろう。彼の子孫はそれを所有するにいたるであろう。

民14:25 谷にはアマレクびととカナンびとが住んでいるから、あなたがたは、あす、身をめぐらして紅海の道を荒野へ進みなさい”。

民14:26 主はモーセとアロンに言われた、

民14:27 “わたしにむかってつぶやくこの悪い会衆をいつまで忍ことができようか。わたしはイスラエルの人々が、わたしにむかってつぶやくのを聞いた。

民14:28 あなたは彼らに言いなさい、‘主は言われる、“わたしは生きている。あなたがたが、わたしの耳に語ったように、わたしはあなたがたにするであろう。

民14:29 あなたがたは死体となって、この荒野に倒れるであろう。あなたがたのうち、わたしにむかってつぶやいた者、すなわち、すべて数えられた20歳以上の者はみな倒されるであろう。

民14:30 エフンネの子カレブト、ヌンの子ヨシュアのほかは、あなたがたを住まわせようと、手をあげて誓った地に、はいることができないであろう。

民14:31 しかし、あなたがたが、えじきになるであろうと言ったあなたがたの子供は、わたしが導いて、はいるであろう。彼らはあなたがたが、いやしめた地を知るようになるであろう。

民14:32 しかしあなたがたは死体となってこの荒野に倒れるであろう。

民14:33 あなたがたの子たちは、あなたがたの死体が荒野に果てるまで40年のあいだ、荒野で羊飼となり、あなたがたの不信の罪を負うであろう。

民14:34 あなたがたは、かの地を探った40日の日数にしたがい、その1日を1年として、40年のあいだ、自分の罪を負い、わたしがあなたがたを遠ざかったことを知るであろう”。

民14:35 主なるわたしがこれを言う。わたしは必ずわたしに逆らって集まったこの悪い会衆に、これをことごとく行うであろう。彼らはこの荒野に朽ち、ここで死ぬであろう”。

民14:36 こうして、モーセにつかわされ、かの地を探りに行き、却ってきて、その地を悪く言い、全会衆を、モーセにむかって、つぶやかせた人々、

民14:37 すなわち、その地を悪く言いふらした人々は、疫病にかかって主の前に死んだが、

民14:38 その地を探りに言った人々のうち、ヌンの子ヨシュアと、エフヌの子カレブとは生き残った。

民14:39 モーセが、これらのことを、イスラエルのすべての人々に告げたとき、民は非常に悲しみ、

民14:40 朝早く起きて山の頂に登って言った、“わたしたちはここにいる。さあ、主が約束された所へ上って行こう。わたしたちは罪を犯したのだから”。

民14:41 モーセは言った、“あなたがたは、それをなし遂げることもできないのに、どうして、そのように主の命にそむくのか。

民14:42 あなたがたは上って行ってはならない。主があなたがたのうちにおられないから、あなたがたは敵の前に、撃ち破られるであろう。

民14:43 そこには、アマレクびとと、カナンびとがあなたがたの前にいるから、あなたがたは、つるぎに倒されるであろう。あなたがたがそむいて、主に従わなかったゆえ、主はあなたがたと共におられないからである”。

民14:44 しかし、彼らは、ほしいままに山の頂に登った。ただし、主の契約の箱と、モーセとは、宿営の中から出なかった。

民14:45 そこで、その山に住んでいたアマレクびとと、カナンびとが下ってきて、彼らを撃ち破り、ホルマまで追ってきた。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民15: 民数記 第15章

民15:1 主はモーセに言われた、

民15:2 “イスラエルの人々に言いなさい、‘あなたがたが、わたしの与えて住ませる地に行って、

民15:3 主に火祭をささげる時、すなわち特別の誓願の供え物、あるいは岩井のときの供え物として、牛または羊を燔祭または犠牲としてささげ、主に香ばしいかおりとするとき、

民15:4・5 を主にささげる者は、燔祭と共に、小羊1頭ごとに、麦粉1エバの10分の1に、油1ヒンの4分の1を混ぜたものを、素祭としてささげ、ぶどう酒1ヒンの4分の1を、灌祭としなければならない。

民15:6 もし、また雄羊を用いるときは、麦粉1エバの10分の2に、油1ヒンの3分の1を混ぜたものを、素祭としてささげ、

民15:7 また、ぶどう酒1ヒンの3分の1を、灌祭としてささげて、主に香ばしいかおりとしなければならない。

民15:8 またあなたが特別の誓願の供え物を、あるいは酬恩祭を、主にささげる時、若い雄牛を、燔祭または犠牲とするならば、

民15:9 麦粉1エバの10分の1を混ぜたものを、素祭として、若い雄牛と共にささげ、

民15:10 また、ぶどう酒1ヒンの2分の1を、灌祭としてささげなければならない。これは火祭であって、主に香ばしいかおりとするものである。

民15:11 雄牛、あるいは雄羊、あるいは小羊、あるいは子やぎは、1頭ごとに、このようにしなければならない。

民15:12 すなわち、あなたがたのささげる数にたらし、その数にしたがって、1頭ごとに、このようにしなければならない。

民15:13 すべて国に生まれた者が、火祭をささげて、主に香ばしいかおりとすることは、このように、これらのことを行わなければならない。

民15:14 またあなたがたのうちに寄留している他国人、またはあなたがたのうちに、代々ながく住む者が、火祭をささげて、主に香ばしいかおりとしようとする者は、あなたがたがするように、その人もしなければならない。

民15:15 会衆たる者は、あなたがたも、あなたがたのうちに寄留している他国人も、同一の定めに従わなければならない。これは、あなたがたが代々ながく守るべき定めである。他国の人も、主の前には、あなたがたと等しくなければならない。

民15:16 すなわち、あなたがたも、あなたがたのうちに寄留している他国人も、同一の律法、同一のおきてに従わなければならない”。

民15:17 主はまたモーセに言われた、

民15:18 “イスラエルの人々に言いなさい、‘わたしが導いて行く地に、あなたがたがはいって、

民15:19 その地の食物を食べるとき、あなたがたは、ささげ物を主にささげなければならない。

民15:20 すなわち、麦粉の初物で作った菓子や、ささげ物としなければならない。これを、打ち場からのささげ物のように、ささげなければならない。

民15:21 あなたがたは代々その麦粉の初物で、主にささげ物をしなければならない。

民15:22 あなたがたが、もしあやまって、主がモーセに告げられたこのすべての戒めを行わず、

民15:23 主がモーセによって戒めを与えられた日からこのかた代々にわたり、あなたがたに命じられたすべての事を行わないとき、

民15:24 すなわち、会衆が知らずに、あやまって犯した時は、全会衆は若い雄牛1頭を、燔祭としてささげ、主に香ばしいかおりとし、これに素祭と灌祭とを定めのように加え、また雄やぎ1頭を、罪祭としてささげなければならない。

民15:25 そして祭司は、イスラエルの人々の全会衆のために、罪のあがないをしなければならない。そうすれば、彼らはゆるされるであろう。それは過失だからである。彼らはその過失のために、その供え物として、火祭を主にささげ、また罪祭を主の前にささげなければならない。

民15:26 そうすれば、イスラエルの人々の全会衆はゆるされ、また彼らのうちに寄留している他国人も、ゆるされるであろう。民はみな過失を犯したからである。

民15:27 もし人があやまって罪を犯す時は、1歳の雌やぎ1頭を罪祭としてささげなければならない。

民15:28 そして祭司は、人があやまって罪を犯した時、そのあやまって罪を犯した人のために、主の前に罪のあがないをして、その罪をあがなわなければならない。そうすれば、彼はゆるされるであろう。

民15:29 イスラエルの人々のうちの、国に生まれた者でも、そのうちに寄留している他国人でも、あやまって罪を犯す者には、あなたがたは同一の律法を用いなければならない。

民15:30 しかし、国に生まれた者でも、他国の人も、故意に罪を犯すものは主を汚すもので、その人は民のうちから断たれなければならない。

民15:31 彼は主の言葉を侮り、その戒めを破ったのであるから、必ず断たれ、その罪を負わなければならない”。

民15:32 イスラエルの人々が荒野におるとき、安息日にひとりの人が、たきぎを集めるのを見た。

民15:33 そのたきぎを集めるのを見た人々は、その人をモーセとアロン、および全会衆のもとに連れてきたが、

民15:34 どう取り扱うべきか、まだ示しを受けていなかったしたので、彼を閉じ込めておいた。

民15:35 そのとき、主はモーセに言われた、“その人は必ず殺されなければならない。全会衆は宿営の外で、彼を石で撃ち殺さなければならない”。

民15:36 そこで、全会衆は彼を宿営の外に連れ出し、彼を石で撃ち殺し、主がモーセに命じられたうようにした。

民15:37 主はまたモーセに言われた、

民15:38 “イスラエルの人々に命じて、代々その衣服のすその4すみにふさをつけ、そのふさを青ひもで、すその4すみにつけさせなさい。

民15:39 あなたがたが、そのふさを見て、主のもろもろの戒めを思い起して、それを行い、あなたがたが自分の心と、目の欲に従って、みだらな行いをしないためである。

民15:40 こうして、あなたがたは、わたしのもろもろの戒めを思い起して、それを行い、あなたがたの神に聖なる者とならなければならない。

民15:41 わたしはあなたがたの神、主であって、あなたがたの神となるために、あなたがたをエジプトの国から導き出した者である。わたしはあなたがたの神、主である。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民16: 民数記 第16章

民16:1 ここに、レビの子なるイヅハルの子コラと、ルベンの子なるエリアブの子ダタンおよびアビラムと、ルベンの子オンとが結び、

民16:2 イスラエルの人々のうち、会衆のうちから選ばれて、つかさとなった名のある人々250人と共に立って、モーセに逆らった。

民16:3 彼らは集まって、モーセとアロンとに逆らって言った、“あなたがたは、ぶ分を超えています。全会衆は、ことごとく聖なるものであって、主がそのうちにおられるのに、どうしてあなたがたは、主の会衆の上に立つのですか”。

民16:4 モーセはこれを聞いてひれ伏した。

民16:5 やがて彼はコラと、そのすべての仲間とに言った、“あす、主は、主につくものはだれ、聖なる者はだれであるかを示して、その人をみもとに近づけられるであろう。すなわち、その選んだ人を、みもとに近づけられるであろう”。

民16:6 それで、次のようにしなさい。コラとそのすべての仲間とは、火ざらを取り、

民16:7 その中に火を入れ、それに薫香を盛って、あす、主の前に出なさい。その時、主が選ばれる人は聖なる者である。レビの子たちよ、あなたがたこそ、分を越えている”。

民16:8 モーセはまたコラに言った、“レビの子たちよ、聞きなさい”。

民16:9 イスラエルの神はあなたがたをイスラエルの会衆のうちから分かち、主に近づかせて、主の幕屋の務をさせ、かつ会衆の前に立って仕えさせられる。これはあなたがたにとって、小さいことであろうか。

民16:10 神はあなたとあなたの兄弟なるレビの子たちをみな近づけられた。あなたがたはなお、その上に祭司となることを求めるのか。

民16:11 あなたとあなたの仲間は、みなそのために集まって主に敵している。あなたがたはアロンをなんと思つて、彼に対してつぶやくのか”。

民16:12 モーセは人をやつて、エリアブの子ダタンとアビラムとを呼ばせたが、彼らは言った、“わたしたちは参りません”。

民16:13 あなたは乳と蜜の流れる地から、わたしたちを導き出して、荒野でわたしたちを殺そうとしている。これは小さいことでしょうか、その上、あなたはわたしたちに君臨しようとしている。

民16:14 かつまた、あなたはわたしたちを、乳と蜜の流れる地に導いて行かず、畑と、ぶどう畑とを嗣業として与えもしない。これらの人々の目をくらまそうとするのですか。わたしたちは参りません”。

民16:15 モーセは大いに怒って、主に言った、“彼らの供え物を顧みないでください。わたしは彼らから、ろば1頭をも取ったことなく、また彼らのひとりをも害したことはありません”。

民16:16 そしてモーセはコラに言った、“あなたとあなたの仲間はみなアロンと一緒に、あす、主の前に出なさい”。

民16:17 あなたがたは、おのおの火ざらを取つて、それに薫香を盛り、おのおのその火ざらを主の前に携えて行きなさい。その火ざらは合わせて250。あなたとアロンも、おのおの火ざらを取り、火をその中に入れ、それに薫香を盛り、モーセとアロンも共に、会見の幕屋の入口に立った。

民16:18 そのとき、コラは会衆を、ことごとく会見の幕屋の入口に集めて、彼らふたりに逆らわせようとしたが、主の栄光は全会衆に現れた。

民16:19 主はモーセとアロンに言われた、

民16:20 “あなたがたはこの会衆を離れなさい。わたしはただに彼らを滅ぼすであろう”。

民16:21 彼らふたりは、ひれ伏して言った、“神よ、すべての肉なる者の命の神よ、このひとりの人が、罪を犯したからといって、あなたは全会衆に対して怒られるのですか”。

民16:22 主はモーセに言われた、

民16:23 あなたは会衆に告げて、コラとダタンとアビラムのすまいの周囲を去れと言いなさい”。

民16:24 モーセは立ってダタンとアビラムのもとに行つたが、イスラエルの長老たちも、彼に従って行つた。

民16:25 モーセは会衆に言った、“どうぞ、あなたがたはこれらの悪い人々の天幕を離れてください。彼らのものには何にも触れてはならない。彼らのもろもろの罪によって、あなたがたも滅ぼされてはいけなから”。

民16:26 そこで人々はコラとダタンとアビラムのすまいの周囲を離れ去つた。そして、ダタンとアビラムとは、妻、子、および幼児と一緒に出て、天幕の入口に立った。

民16:27 モーセは言った、“あなたがたは主がこれらのすべての事をさせるために、わたしをつかわされたこと、またわたしが、これを自分の心にしながら行つたものでないことを、次のことによって知るであろう”。

民16:28 すなわち、もしこれらの人々が、普通の死に方で死に、普通の運命に会うのであれば、主がわたしをつかわされたのではない。

民16:30 しかし、主が新しい事をされ、地が口を開いて、これらの人々と、それに属する者とを、ことごとくのみつくして、生きながら陰府に下らせられるならば、あなたがたはこれの人々が、主を侮ったのであることを知らなければならない”。

民16:31 モーセが、これらのすべての言葉を述べ終ったとき、彼らの下の土地が裂け、

民16:32 地は口を開いて、彼らとその家族、ならびにコラに属するすべての人々と、すべての所有物をのみつくした。

民16:33 すなわち、彼らと、彼らに属するものは、皆生きながら陰府に下り、地はその上を閉じふさいで、彼らは会衆のうちから、断ち滅ぼされた。

民16:34 この時、その周囲にいたイスラエルの人々は、みな彼らの叫びを聞いて逃げ去り、“恐らく地はわたしたちをも、のみつくすであろう”と言った。

民16:35 また主のもとから火が出て、薫香を供える250人をも焼きつくした。

民16:36 主はモーセに言われた、

民16:37 “あなたは祭司アロンの子エレアザに告げて、その燃える火の中から、かの火ざらを取り出させ、その中の遠く広くまき散らせなさい。それらの火ざらは聖となったから、

民16:38 罪を犯して命を失った人々の、これらの火ざらを、広い延べ板として、祭壇のおおいとしなさい。これは主の前にささげられて、聖となったからである。こうして、これはイスラエルの人々に、しるしとなるであろう”。

民16:39 そこで祭司エレアザルは、かの焼き殺された人々が供えた青銅の火ざらを取り、これを広く打ち延ばして、祭壇のおおいとし、

民16:40 これをイスラエルの人々の記念の物とした。これはアロンの子孫でないほかの人が、主の前に近づいて、薫香をたくことのないようにするため、またその人がコラ、およびその仲間のようにならないためである。すなわち、主がモーセによってエレアザルに言われたとおりである。

民16:41 その翌日、イスラエルの人々の会衆は、みなモーセとアロンとにつぶやいて言った、“あなたがたは主の民を殺しました”。

民16:42 会衆が集まって、モーセとアロンとに逆らったとき、会見の幕屋を望み見ると、雲がこれをおおい、主の栄光が現れていた。

民16:43 モーセとアロンとが、会見の幕屋の前に行くと、

民16:44 主はモーセに言われた、

民16:45 “あなたがたはこの会衆を離れなさい。わたしはただちに彼らを滅ぼそう”。そこで彼らふたりは、ひれ伏した。

民16:46 モーセはアロンに言った、“あなたは火ざらを取って、それに祭壇から取った火を入れ、その上に薫香を盛り、急いでそれを会衆のもとに持って行って、彼らのために罪のあがないをしなさい。主が怒りを発せられ、疫病がすでに始まったからです”。

民16:47 そこで、アロンはモーセの言ったように、それを取って会衆の中に走って行ったが、疫病はすでに民のうちに始まっていたので、薫香をたいて、民のために罪のあがないをし、

民16:48 すでに死んだ者と、なお生きている者との間に立つと、疫病はやんだ。

民16:49 コラの事によって死んだ者のほかに、この疫病によって死んだ者は14、700人であった。

民16:50 アロンは会見の幕屋の入口にいるモーセのもとに帰った。こうして疫病はやんだ。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民17: 民数記 第17章

民17:1 主はモーセに言われた、

民17:2 “イスラエルの人々に告げて、彼らのうちから、おのおのの父祖の家にしたがって、つえ1本ずつを取りなさい。すなわち、そのすべてのつかさたちから、父祖の家にしたがって、つえ12本を取り、その人々の名を、おのおのそのつえに書きしるし、

民17:3 レビのつえにはアロンの名を書きしるしなさい。父祖の家のかしらは、おのおののつえ1本を出すのだからである。

民17:4 そして、これらのつえを、わたしがあなたに会う会見の幕屋の中の、あかしの箱の前に置きなさい。

民17:5 わたしの選んだ人のつえには、芽が出るであろう。こうして、わたしはイスラエルの人々が、あなたがたにむかって、つぶやくのをやめさせるであろう”。

民17:6 モーセが、このようにイスラエルの人々に語ったので、つかさたちはみな、その父祖の家にしたがって、おのおの、つえ1本ずつを彼に渡した。そのつえは合わせて12本。アロンのつえも、そのつえのうちにあった。

民17:7 モーセは、それらのつえを、あかしの幕屋の中の、主の前に置いた。

民17:8 その翌日、モーセが、あかしの幕屋にはいって見ると、レビの家のために出したアロンのつえは芽をふき、つぼみを出し、花が咲いて、あめんどうの実を結んでいた。

民17:9 モーセがそれらのつえを、ことごとく 主の前から、イスラエルのすべての人の所に持ち出したので、彼らは見て、おのおの自分のつえを取った。

民17:10 主はモーセに言われた、“アロンのつえを、あかしの箱の前に持ち帰り、そこに保存して、そむく者どものために、しるしとしなさい。こうして、彼らのわたしに対するつぶやきをやめさせ、彼らの死ぬのをまぬかれさせなければならない”。

民17:11 モーセはそうにして、主が彼に命じられたとおりに行った。

民17:12 イスラエルの人々は、モーセに言った、“ああ、わたしたちは死ぬ。破滅です、全滅です。

民17:13 主の幕屋に近づく者が、みな死ぬのであれば、わたしたちは死に絶えるではありませんか”。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民18: 民数記 第18章

民18:1 そこで、主はアロンに言われた、“あなたとあなたの子たち、およびあなたの父祖の家の者は、聖所に関する罪を負わなければならない。また、あなたとあなたの子たちとは、祭司職に関する罪を負わなければならない。

民18:2 あなたはまた、あなたの兄弟なるレビの部族の者、すなわち、あなたの父祖の部族の者どもを、あなたに近づかせ、あなたに連なり、あなたに仕えさせなければならない。ただし、あなたとあなたの子たちとは、共にあかしの幕屋の前に仕えなければならない。

民18:3 彼らは、あなたの務と、すべての幕屋の務とを守らなければならない。ただし、聖所の器と、祭壇とに近づいてはならない。彼らもあなたがたも、死ぬことのないためである。

民18:4 彼らはあなたに連なって、会見の幕屋の務を守り、幕屋のもろもろの働きをしなければならない。ほかの者は、あなたがたに近づいてはならない。

民18:5 このように、あなたがたは、聖所の務と、祭壇の務とを守らなければならない。そうすれば、主の激しい怒りは、かさねてイスラエルの人々に臨まないであろう。

民18:6 わたしはあなたがたの兄弟たるレビびとを、イスラエルの人々のうちから取り、主のために、これを賜物として、あなたがたに与え、会見の幕屋の働きをさせる。

民18:7 あなたとあなたの子たちは共に祭司職を守って、祭壇と、垂幕のうちのすべての事を行い、共に勤めなければならない。わたしは祭司の職務を賜物として、あなたがたに与える。ほかの人で近づく者は殺されるであろう”。

民18:8 主はまたアロンに言われた、“わたしはイスラエルの人々の、すべての聖なる供え物で、わたしにささげる物の一部をあなたに与える。すなわち、わたしはこれをあなたと、あなたの子たちに、その分け前として与え、永九に受くべき分とする。

民18:9 いと聖なる物のうち、火で焼かずに、あなたに帰すべきものは次のとおりである。すなわち、わたしにささげるすべての供え物、素祭、罪祭、愆祭はみな、いと聖なる物であって、あなたとあなたの子たちに帰するであろう。

民18:10 いと聖なる所で、それを食べなければならない。男子はみな、それを食べることができる。それはあなたに帰すべき聖なる物である。

民18:11 またあなたに帰すべきものはこれである。すなわち、イスラエルの人々のささげる供え物のうち、すべて揺祭とするものであって、これをあなたとあなたのむすこ娘に与えて、永久に受くべき分とする。あなたの家の物のうち、清い者はみな、これを食べることができる。

民18:12 すべて油の最もよい物、およびすべて新しいぶどう酒と、穀物の最も良い物など、人々が主にささげる初穂をあなたに与える。

民18:13 国のすべての産物で、人々が主のもとに携えてきたものは、あなたに帰するであろう。あなたの家の者のうち、清い者はみな、これを食べることができる。

民18:14 イスラエルのうちの奉納はみな、あなたに帰する。

民18:15 すべて肉なる者のういごであって、主にささげる者はみな、人でも獣でも、あなたに帰する。ただし、人の

ういごは必ずあがなわなければならない。また汚れた獣のういごも、あがなわなければならない。

民18:16 人のういごは生後1か月で、あがなわなければならない。そのあがない金はあなたの値積りにより、聖所のシケルにしたがって、銀5シケルでなければならない。1シケルは20ゲラである。

民18:17 しかし、牛のういご、羊のういご、やぎのういごは、あがなってはならない。これらは聖なるものである。その血を祭壇に注ぎかけ、その脂肪を焼いて火祭とし、香ばしいかおりとして、主にささげなければならない。

民18:18 その肉はあなたに帰する、それは揺祭の胸や右のもとと同じく、あなたに帰する。

民18:19 イスラエルの人々が、主にささげる聖なる供え物はみな、あなたとあなたのむすこ娘とに与えて、永久に受ける分とする。これは主の前にあって、あなたとあなたの子孫とに対し、永遠に変わらぬ塩の契約である”。

民18:20 主はまたアロンに言われた、”あなたはイスラエルの人々の地のうちに、嗣業をもってはならない。また彼らのうちに、何の分をも持ってはならない。彼らのうちにあって、わたしがあなたの分であり、あなたの嗣業である。

民18:21 わたしはレビの子孫にはイスラエルにおいて、すべて10分の1を嗣業として与え、その働き、すなわち、会見の幕屋のは鱈帰に報いる。

民18:22 イスラエルの人々は、かさねて会見の幕屋に近づいてはならない。罪を得て死なないためである。

民18:23 レビびとだけが会見の幕屋の働きをしなければならない。彼らがその罪を負うであろう。彼らがイスラエルの人々のうちに、嗣業の地を持たないことをもって、あなたがたの代々ながく守るべき定めとしなければならない。

民18:24 わたしはイスラエルの人々が供え物として主にささげる10分の1を、レビびとに嗣業として与えた。それで’彼らはイスラエルの人々のうちに、嗣業の地を持てはならない’と、わたしは彼らに言ったのである”。

民18:25 主はモーセに言われた、

民18:26 ”レビびとに言いなさい、’わたしがイスラエルの人々から取って、嗣業として与える10分の1を受ける時、あなたがたはその10分の1の10分の1を、主にささげなければならない。

民18:27 あなたがたのささげ者は、打ち場からの穀物や、酒ぶねからのぶどう酒と同じように見なされるであろう。

民18:28 謹、にあなたがたもまた、イスラエルの人々から受けるすべての10分の1の者のうちから、主に供え物をささげ、主にささげたその供え物を、祭司アロンに与えなければならない。

民18:29 あなたがたの受けるすべての贈物のうちから、その良いところ、すなわち、聖なる部分を取って、ことごとく供え物として、主にささげなければならない’。

民18:30 あなたはまた彼らに言いなさい、’あなたがたが、そのうちから良いところを取ってささげる時、その残りの部分はレビびとには、打ち場の産物や、酒ぶねの産物と同じように見なされるであろう。

民18:31 あなたがたと、あなたがたの家族とは、どこでそれを食べてもよい。これは会見の幕屋であなたがたがする働きの報酬である。

民18:32 あなたがたが、その良いところをささげるときは、それによって、あなたがたは罪を負わないであろう。あなたがたはイスラエルの人々の聖なる供え物を汚してはならない。死をまぬかれるためである”。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民19: 民数記 第19章

民19:1 主はモーセとアロンに言われた、

民19:2 ”主の命じられた律法の定めは次のとおりである。すなわち、’イスラエルの人々に告げて、傷がなく、まだくびきを負ったことのない赤い雌牛を、あなたのもとに引いてこさせ、

民19:3 これを祭司エレザルにわたして、宿営の外にひき出させ、彼の前でこれをほふらせなければならない。

民19:4 そして祭司エレアザルは、指をもってその血を取り、会見の幕屋の表に向かって、その血を7たびふりかけなければならない。

民19:5 ついでその雌牛を自分の目の前で焼かせ、その皮と肉と血とは、その汚物と共に焼かななければならない。

民19:6 そして祭司は香柏の木と、ヒソブと、緋の糸とを取って雌牛の燃えているなかに投げ入れなければならない。

民19:7 そして祭司は衣服を洗い、水に身をすすいで後、宿営に、はいることができる。ただし祭司は夕まで汚れる。

民19:8 またその雌牛を焼いた者も水で衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼も夕まで汚れる。

民19:9 それから身の清い者がひとり、その雌牛の灰を集め、宿営の外の清い所にたくわえておかなければならない

ない。これはイスラエルの人々の会衆のため、汚れを清める水をつくるために備えるものであって、罪を清めるものである。

民19:10 その雌牛の灰を集めた者は衣服を洗わなければならない。その人は夕まで汚れる。これはイスラエルの人々と、そのうちに宿っている他国人との、永久に守るべき定めとしなければならない。

民19:11 すべて人の死体に触れる者は、7日のあいだ汚れる。

民19:12 その人は3日目と7日目とに、この灰の水をもって身を清めなければならない。そうすれば清くなるであろう。しかし、もし3日目と7日目とに、身を清めないならば、清くならないであろう。

民19:13 すべて死人の死体に触れて、身を清めない者は主の幕屋を汚す者で、その人はイスラエルから断たなければならない。汚れを清める水がその身に注ぎかけられないゆえ、その人は清くならず、その汚れは、なおその身にあるからである。

民19:14 人が天幕の中で死んだ時に用いる律法は次のとおりである。すなわち、すべてその天幕にはいった者、およびすべてその天幕にいた者は7日のあいだ汚れる。

民19:15 ふたで上をおおわない器はみな汚れる。

民19:16 つるぎで殺された者、または死んだ者、または人の骨、または墓などに、野外で触れる者は皆、7日のあいだ汚れる。

民19:17 汚れた者があった時には、罪を清める焼いた雌牛の灰を取って器に入れ、流れの水をこれに加え、

民19:18 身の清い者がひとりヒソプを取って、その水に浸し、これをその幕屋と、すべての器と、そこにいた人々と、骨、あるいは殺された者、あるいは死んだ者、あるいは墓などに触れた者にとにふりかけなければならない。

民19:19 すなわちその身の清い人は3日目と7日目とにその汚れたものに、それをふりかけなければならない。そして7日目にその人は身を清め、衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。そうすれば夕になって清くなるであろう。

民19:20 しかし、汚れて身を清めない人は主の聖所を汚す者で、その人は会衆のうちから断たれなければならない。汚れを清める水がその身に注ぎかけられないゆえ、その人は汚れているからである。

民19:21 これは彼らの永久に守るべき定めとしなければならない。すなわち汚れを清める水をふりかけた者は衣服を洗わなければならない。また汚れを清める水に触れた者も夕まで汚れるであろう。

民19:22 すべて汚れた人の触れる物は汚れる。またそれに触れる人も夕まで汚れるであろう”。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民20: 民数記 第20章

民20:1 イスラエルの人々の全会衆は正月になってチンの荒野にはいった。そして民はカデンにとどまったが、ミリアムがそこで死んだので、彼女をそこに葬った。

民20:2 そのころ会衆は水が得られなかったため、相集まったモーセとアロンに迫った。

民20:3 すなわち民はモーセと争って言った、“さきにわれわれの兄弟たちが主の前に死んだ時、われわれも死んでいたらよかったものを。”

民20:4 なぜ、あなたがたは主の会衆をこの荒野に導いて、われわれと、われわれの家畜とを、ここで死なせようとするのですか。

民20:5 どうしてあなたがたはわれわれをエジプトから上らせて、この悪い所に導き入れたのですか。ここには種をまく所もなく、いちじくもなく、ぶどうもなく、ざくろもなく、また飲む水也没有せん”。

民20:6 そこでモーセとアロンは会衆の前を去り、会見の幕屋の入口へ行ってひれ伏した。すると主の栄光が彼らに現れ、

民20:7 主はモーセに言われた、

民20:8 “あなたは、つえをとり、あなたの兄弟アロンと共に会衆を集め、その雌の前で岩に命じて水を出させなさい。こうしてあなたは彼らのために岩から水を出して、会衆とその家畜に飲ませなさい”。

民20:9 モーセは命じられたように主の前にあるつえを取った。

民20:10 モーセとアロンと共に会衆を岩野前に集めて彼らに言った、“そむく人たちよ、聞きなさい。われわれがあなたがたのためにこの岩から水を出さなければならないのであろうか”。

民20:11 モーセは手をあげ、つえで岩を2度打つと、水がたくさんわき出たので、会衆とその家畜はともに飲んだ。

民20:12 そのとき主はモーセとアロンに言われた、“あなたがたはわたしを信じないで、イスラエルの人々の前に

わたしの聖なることを現さなかったから、この会衆をわたしが彼らに与えた地に導き入れることができないであろう”。

民20:13 これがメリバの水であって、イスラエルの人々はここで主と争ったが、主は自分の聖なることを彼らのうちに現された。

民20:14 さて、モーセはカデンからエドムの王に使者をつかわして言った、“あなたの兄弟、イスラエルはこう申します、‘あなたはわたしたちが遭遇したすべての患難をご存じです。

民20:15 わたしたちの先祖はエジプトに下って行って、わたしたちは年久しくエジプトに住んでいましたが、エジプトびとがわたしたちと、わたしたちの先祖を悩ましたので、

民20:16 わたしたちが主に呼ばわったとき、主はわたしたちの声を聞き、ひとりの天使をつかわして、わたしたちをエジプトから導き出されました。わたしたちは今あなたの領地の端にあるカデンの町におります。

民20:17 どうぞ、わたしたちにあなたの国を通らせてください。わたしたちは畑もぶどう畑も通りません。また井戸の水も飲みません。ただ王の大路を通り、あなたの領土を過ぎるまでは右にも左にも曲がりません”。

民20:18 しかし、エドムはモーセに言った、“あなたはわたしの領土をとおってはなりません。さもないと、わたしはつるぎをもって出て、あなたに立ちむかうでしょう”。

民20:19 イスラエルの人々はエドムに言った、“わたしたちは大路を通ります。もしわたしたちとわたしたちの家畜だが、あなたの水を飲むことがあれば、その価を払います。わたしは徒歩で通だけですから何事もないでしょう”。

民20:20 しかし、エドムは“あなたは通ることはなりません”と行って、多くの民と強い軍勢とを率い、出て、これに立ちむかってきた。

民20:21 このようにエドムはイスラエルに、その領地を通ことを拒んだので、イスラエルはエドムからほかに向かった。

民20:22 こうしてイスラエルの人々の全会衆はカデンから進んでホル山に着いた。

民20:23 主はエドムの国境に誓いホル山で、モーセとアロンに言われた、

民20:24 “アロンはその民に連ならなければならない。彼はわたしがイスラエルの人々に与えた地に、はいることができない。これはメリバの水で、あなたがたがわたしの言葉にそむいたからである。

民20:25 あなたはアロンとその子エレアザルを連れてホル山に登り、

民20:26 アロンに衣服を脱がせて、それをその子エレアザルに着せなさい。アロンはそのところで死んで、その民に連なるであろう”。

民20:27 モーセは主が命じられたとおりにし、連れだって全会衆の目の前でホル山に登った。

民20:28 そしてモーセはアロンに衣服を脱がせ、それをその子エレアザルに着せた。アロンはその山の頂で死んだ。そしてモーセとエレアザルは山から下ったが、

民20:29 全会衆がアロンの死んだのを見たとき、イスラエルの全家は30日の間アロンのために泣いた。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民21: 民数記 第21章

民21:1 時にネゲブに住んでいたカナンびととアラデの王は、イスラエルがアタリムの道をとおって来ると聞いて、イスラエルを攻撃し、そのうちの数人を捕虜にした。

民21:2 そこでイスラエルは主に誓いを立てて言った、“もし、あなたがこの民をわたしの手にわたしてくださるならば、わたしはその町々をことごとく滅ぼしましょう”。

民21:3 主はイスラエルの言葉を聞きいれ、カナンびとをわたされたので、イスラエルはそのカナンびとと、その町々をことごとく滅ぼした。それでその所の名はホルマと呼ばれた。

民21:4 民はホル山から進み、紅海の道をとおってエドムの地を回ろうとしたが、民はその道に耐えがなくなった。

民21:5 民は神とモーセとにむかい、つぶやいて言った、“あなたがたはなぜわたしをエジプトから導き上って、荒野で死なせようとするのですか。ここには食物もなく、水也没有。わたしたちはこの粗悪な食物はいやになりました”。

民21:6 そこで主は、火のへびを民のうちに送られた。へびは民をかんだので、イスラエルの民のうち、多くのものが死んだ。

民21:7 民はモーセのもとに行って言った、“わたしたちは主にむかい、またあなたにむかい、つぶやいて罪を犯しました。どうぞへびをわたしたちから取り去られるように主に祈ってください”。モーセは民のために祈った。

民21:8 そこで主はモーセに言われた、“火のへびを造って、それをさおの上に掛けなさい。すべてのかまれた者

が仰いで、それを見るならば生きるであろう”。

民21:9 モーセは青銅で1つのへびを造り、それをさおの上に掛けて置いた。すべてへびにかまれた者はその青銅のへびを仰いで見て生きた。

民21:10 イスラエルの人々は道を進んでオボテに宿営した。

民21:11 またオボテから進んで東の方、モアブの前にある荒野において、イエアバリムに宿営した。

民21:12 またそこから進んでゼレデの谷に宿営し、

民21:13 さらにそこから進んでアルノン川のかなたに宿営した。アルノン川はアモリびとの境から延び広がる荒野を流れるもので、モアブとアモリびとの間にあって、モアブの境をなしていた。

民21:14 それゆえに、“主の戦いの書”にこう言われている。“スパのワヘブ、アルノンの谷々、

民21:15 谷々の斜面、アルの町まで傾き、モアブの境に寄りかかる”。

民21:16 彼らはそこからベエルへ進んで行った。これは主がモーセにむかって、“民を集めよ。わたしはかれらに水を与えるであろう”と言われた井戸である。

民21:17 その時イスラエルはこう歌をうたった。“井戸の水よ、わきあがれ、人々よ、この井戸のために歌え、

民21:18 笊えつとをもってつかさたちがこの井戸を掘り、民のおさたちがこれを掘った”。そして彼らは荒野からマッタナに進み、

民21:19 マッタナからナハリエルに、ナハリエルからバモテに、

民21:20 バモテからモアブの野にある谷に行き、荒野を見おろすビスガの頂に着いた。

民21:21 ここでイスラエルはアモリびとの王シホンに使者をつかわして言わせた、

民21:22 “わたしにあなたの国を通らせてください。わたしたちは畑にもぶどう畑にも、はいりません。また井戸の水も飲みません。わたしたちはあなたの領地を通り過ぎるまで、ただ王の大路を通ります”。

民21:23 しかし、シホンはイスラエルに自分の領地を通ることを許さなかった。そしてシホンは民をことごとく集め、荒野に出て、イスラエルと戦った。

民21:24 イスラエルは、やいばで彼を撃ちやぶり、アルノンからヤボクまで彼の地を占領し、アンモンびとの境に及んだ。ヤゼルはアンモンびとの境だからである。

民21:25 こうしてイスラエルはこれからの町々をことごとく取った。そしてイスラエルはアモリびとのすべての町々に住み、ヘシボンとそれに付属するすべての村々にいた。

民21:26 ヘシボンはアモリびとの王シホンの都であって、シホンハモアブの以前の王と戦って、彼の地をアルノンまで、ことごとくその手から奪い取ったのである。

民21:27 それゆえに歌にうたわれている。“人よ、ヘシボンにきたれ、シホンの町を築き建てよ。

民21:28 ヘシボンから火が燃え出し、シホンの都から炎が出て、モアブのアルを焼き尽し、アルノンの高地の君たちを滅ぼしたからだ。

民21:29 モアブよ、お前はわざわざいなるかな、ケモシの民よ、お前は滅ばされるであろう。彼は、むすこらを逃が去れせ、娘らをアモリびとの王シホンの捕虜とならせた。

民21:30 彼らの子らは滅び去った、ヘシボンからデボンまで。われわれは荒した、火はついてメデバに及んだ”。

民21:31 こうしてイスラエルはアモリびとの地に住んだが、

民21:32 モーセはまた人をつかわしてヤゼルを探らせ、ついにその村々を取って、そこにいたアモリびとを追出し、

民21:33 転じてバシヤンの道に上って行ったが、バシヤンの王オグは、その民をことごとく率い、エデレイで戦おうとして出迎えた。

民21:34 主はモーセに言われた、“彼を恐れてはならない。わたしは彼とその民とその地とを、ことごとくあなたの手にわたす、あなたはヘシボンに住んでいたアモリびとの王シホンにしたように彼にもするであろう”。

民21:35 そこで彼とその子とすべての民とを、ひとり残らず撃ち殺して、その地を占領した。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民22: 民数記 第22章

民22:1 さて、イスラエルの人々はまた道を進んで、エリコに近いヨルダンのかたのモアブの平野に宿営した。

民22:2 チッポルの子バラクはイスラエルがアモリびとにしたすべての事を見たので、

民22:3 モアブは大いにイスラエルの民を恐れた。その数が多かったためである。モアブはイスラエルの人々をひ

じょうに恐れたので、

民22:4 ミデアンの長老たちに言った、“この群衆は牛が野の草をなめつくすように、われわれの周囲の物をみな、なめつくそうとしている”。チッポルの子バラクはこの時モアブの王であった。

民22:5 彼はアンモンびとの国のユフラチ川のほとりにあるペルトに使者をつかわし、ベオルの子バラムを招こうとして言わせた、“エジプトから出てきた民があり、地のおもてをおおってわたしの前にいます。

民22:6 どうぞ今きてわたしのためにこの民をのろってください。彼らはわたしよりも強いのです。そうしてくだされば、われわれは彼らを撃って、この国から追い払うことができるかもしれません。あなたが祝福する者は祝福され、あなたがのろう者はのろわれることをわたしは知っています◆

22,6-1,あなたがのろう者はのろわれることをわたしは知っています”。

民22:7 モアブの長老たちとミデアンの長老たちは占いの札持を手にして出発し、バラムのもとへ行って、バラクの言葉を告げた。

民22:8 バラムは彼らに言った、“今夜ここに泊まりなさい。主がわたしに告げられるとおりに、あなたがたに返答しましょう”。それでモアブのつかさたちはバラムのもとにとどまった。

民22:9 ときに神はバラムに臨んで言われた、“あなたのところにいるこの人々はだれですか”。

民22:10 バラムは神に言った、“モアブの王チッポルの子バラクが、わたしに人をよこして言いました。

民22:11 ‘エジプトから出てきた民があり、地のおもてをおおっています。どうぞ今きてわたしのために彼らをのろってください。そうすればわたしは戦って、彼らを追い払うことができるかもしれません”’。

民22:12 神はバラムに言われた、“あなたは彼らと一緒に行ってはならない。またその民をのろってはならない。彼らは祝福された者だからである”。

民22:13 明るる朝起きて、バラムはバラクのつかさたちに言った、“あなたがたは国にお帰りなさい。主はわたしがあなたがたと一緒に行くことを、お許しになりません”。

民22:14 モアブのつかさたちは立ってバラクのもとに行き行って言った、“バラムはわたしたちと一緒に来ることを承知しません”。

民22:15 バラクはまた前の者よりも身分の高いつかさたちを前よりも多くつかわした。

民22:16 彼らはバラムのところへ行って言った、“チッポルの子バラクはこう申します、‘どんな妨げをも顧みず、どうぞわたしのところへおいでください’。

民22:17 わたしはあなたを大いに優遇します。そしてあなたがたがわたしに言われる事はなんでもいたします。どうぞきてわたしのためにこの民をのろってください”’。

民22:18 しかし、バラムはバラクの家来たちに答えた、“たといバラクがその家に満ちるほどの金銀をわたしに与えようとも、事の大小を問わず、わたしの神、主の言葉を越えては何もすることができません。

民22:19 それで、どうぞ、あなたがたも今夜ここにどまって、主がこの上、わたしになんと果せられるかを確かめさせてください”。

民22:20 夜になり、神はバラムに臨んで言われた、“この人々はあなたを招きにきたのだから、立ってこの人々と一緒に行きなさい。ただしわたしが告げることだけを行わなければならない”。

民22:21 明るる朝起きてバラムは、ろばにくらをおき、モアブのつかさたちと一緒にいった。

民22:22 しかるに神は彼が行ったために怒りを発せられ、主の使は彼を妨げようとして、道に立ちふさがっていた。バラムは、ろばに乗り、そのしもべふたりも彼と共にいたが、

民22:23 ろばは主の使が、手に抜き身のつるぎをもって、道に立ちふさがっているのを見、道をそれて畑にはいったので、バラムは、ろばを打って道に返そうとした。

民22:24 しかるに主の使はまたぶどうの畑の間の狭い道に立ちふさがっていた。道の両側には石がきがかった。

民22:25 ろばは主の使を見て、石がきにすり寄り、バラムの足を石がきに押しつけたので、バラムは、また、ろばを打った。

民22:26 主の使はまた先に進んで、狭い所に立ちふさがっていた。そこは右にも左にも、曲がる道はなかったの

で、

民22:27 ろばは主の使を見てバラムのしたに伏した。そこでバラムは怒りを発しつゝろばを打った。

民22:28 すると、主が、ろばの口を開かれたので、ろばはバラムにむかって言った、“わたしがあなたに何をしたと

いうのですか。あなたは3度もわたしを打ったのです”。

民22:29 バラムは、ろばに言った、“お前がわたしを侮ったからだ。わたしの手につるぎがあれば、いま、お前を殺してしまうのだが”。

民22:30 ろばはまたバラムに言った、“わたしはあなたが、きょうまで長居あいだ乗られたろばではありませんか。わたしはいつでも、あなたにこのようにしたでしょうか”。バラムは言った、“いや、しなかった”。

民22:31 このとき主がバラムの目を開かれたので、彼は主の使が手に抜き実つるぎをもって、道に立ちふさがっ

ているのを見て、頭を垂れてひれ伏した。

民22:32 主の使は彼に言った、“なぜあなたは3度もろばを打ったのか。あなたが誤った道を行くので、わたしはあなたを妨げようとして出てきたのだ。

民22:33 ろばはわたしを見て3度も身を巡らしてわたしを避けた。もし、ろばが身を巡らしてわたしを避けなかったなら、わたしはきっと今あなたを殺して、ろばを生かしておいたであろう”。

民22:34 バラムは主の使に言った、“わたしは罪を犯しました。あなたがわたしをとどめようとして、道に立ちふさがっておられるのを、わたしは知りませんでした。それで今、もし、お気に召さないのであれば、わたしは帰りましょう”。

民22:35 主の使はバルムに言った、“この人々と一緒に行きなさい。ただし、わたしが告げることのみを述べなければならぬ”。こうしてバルムはバラクのつかさたちと一緒にいった。

民22:36 さて、バラクはバルムがきたと聞いて、国境のアルノン川のほとり、国境の一端にあるモアブの町まで出て行って迎えた。

民22:37 そしてバラクはバルムに言った、“わたしは人をつかわしてあなたを招いたではありませんか。あなたはなぜわたしのところへきませんか。わたしは実際あなたを優遇することができないでしょうか”。

民22:38 バラムはバラクにいった、“ごらんください。わたしはあなたのところにきています。しかし、今、何事かをみずから言うことができますでしょうか。わたしはただ神がわたしの口に授けられることを述べなければなりません”。

民22:39 こうしてバルムはバラクと一緒にいき、キリアテ・ホヅテにきたとき、

民22:40 バラクは牛と羊とをほふって、バルムおよび彼と共にいたバルムを連れてきたつかさたちに贈った。

民22:41 明るる朝バラクはバルムを伴ってバモバアルにのぼり、そこからイスラエルの民の宿営の一端をながめさせた。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民23: 民数記 第23章

民23:1 バラムはバラクにいった、“わたしのために、ここに7つの祭壇を築き、7頭の雄牛と7頭の雄羊とを整えなさい”。

民23:2 バラクはバルムの言ったとおりにした。そしてバラクとバルムとは、その祭壇ごとに雄牛1頭と雄羊1頭とをささげた。

民23:3 バラムはバラクにいった、“あなたは燔祭のかたわらに立っていてください。その間にわたしは行きます。主はたぶんわたしに会ってくださるでしょう。そして、主がわたしに示される事はなんでもあなたに告げましょう”。

民23:4 神がバルムに会われたので、バルムは神にいった、“わたしは7つの祭壇を設け、祭壇ごとに雄牛1頭と雄羊1頭とをささげました”。

民23:5 主はバルムの口に言葉を授けて言われた、“バラクのもとに帰ってこう言いなさい”。

民23:6 彼がバラクのもとに帰ってみると、バラクはモアブのすべてのつかさたちと共に燔祭のかたわらに立っていた。

民23:7 バラムはこの託宣を述べた。“バラクはわたしをアラムから招き寄せ、マアブの王はわたしを東の山から招き寄せて言う、‘きてわたしのためにヤコブをのろえ、きてイスラエルをのろえ’”。

民23:8 神ののろわない者を、わたしがどうしてのろえよう。主ののろわない者を、わたしがどうしてのろえよう。

民23:9 岩の頂からながめ、丘の上から見たが、これはひとり離れて住む民、もろもろの国民のうちに並ぶものはない。

民23:10 だれがヤコブの群衆を数え、イスラエルの無数の民を数え得よう。わたしは義人のように死に、わたしの終りは彼らの終りのようでありたい”。

民23:11 そこでバラクはバルムにいった、“あなたはわたしに何ををするのですか。わたしは敵をのろうために、あなたを招いたので、あなたはかえって敵を祝福するばかりです”。

民23:12 バラムは答えた、“わたしは、主がわたしの口に授けられる事だけを語るように注意すべきではないでしょうか”。

民23:13 バラクは彼にいった、“わたしと一緒にほかのところへ行つて、そこから彼らをのろってください。あなたはただ彼らの一端を見るだけで、全体を見ることはできないでしょうが、そこからわたしのために彼らをのろってください”。

民23:14 そして彼はバラムを連れてゾピムの野に行き、ピスガの頂に登って、そこに7つの祭壇を築き、祭壇ごとに雄牛1頭を雄羊2頭とをささげた。

民23:15 ときにバラムはバラクに言った、“あなたはここで、燔祭のかたわらに立っていてください。わたしは向こうへ行って、主に伺いますから”。

民23:16 主はバラムに臨み、言葉を口に授けて言われた、“バラクのもとに帰ってこう言いなさい”。

民23:17 彼がバラクのところへ行って見ると、バラクは燔祭のかたわらに立ち、モアブのつかさたちも共にいた。バラクはバラムに言った、“主はなんと言われましたが”。

民23:18 そこでバラムはまたこの託宣を述べた。“バラクよ、立って聞け、チッポルの子よ、わたしに耳を傾けよ。

民23:19 神は人のように偽ることはなく、また人の子のように悔いることもない。言ったことで、行わないことがあるうか、語ったことで、しとげないことがあるうか。

民23:20 祝福せよとの命をわたしはうけた、すでに神が祝福されたものを、わたしは変えることができない。

民23:21 だれもヤコブのうちに災のあるのを見ない、またイスラエルのうちに悩みのあるのを見ない。彼らの神、主が共にいまし、王をたたえる声があるのなかで聞える。

民23:22 神は彼らをエジプトから導き出された、彼らは野牛の角のようだ。

民23:23 ヤコブには魔術がなく、イスラエルには占いが無い。神がそのなすところを時に応じてヤコブに告げ、イスラエルに示されるからだ。

民23:24 見よ、この民は雌じしのように立ち上がり、雄じしのように身を起す。これはその獲物を食らい、その殺した者の血を飲むまでは身を横たえない”。

民23:25 バラクはバラムに言った、“あなたは彼らをのろうことも祝福することも、やめてください”。

民23:26 バラムは答えてバラクに言った、“主の言われることは、なんでもしなければならぬと、わたしはあなたに告げませんでしたか”。

民23:27 バラクはバラムに言った、“どうぞ、おいでください。わたしはあなたをほかの所へお連れしましょう。神はあなたがそこからわたしのために彼をのろうことを許されるかもしれません”。

民23:28 そしてバラクはバラムを連れて、荒野を見おろすペオルの頂に行った。

民23:29 バラムはバラクに言った、“わたしのためにここに7つの祭壇を築き、雄牛7頭と、雄羊7頭とを整えなさい”。

民23:30 バラクはバラムの言ったとおりにし、その祭壇ごとに雄牛1頭と雄羊1頭をささげた。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民24: 民数記 第24章

民24:1 バラムはイスラエルを祝福することが主の心にかなうのを見たので、今度はいつものように行って魔術を求めることをせず、顔を荒野にむけ、

民24:2 目を上げて、イスラエルがそれぞれ部族にしたがって宿営しているのを見た。その時、神の霊が臨んだので、

民24:3 彼はこの託宣を述べた。“バオルの子バラムの言葉、目を閉じた人の言葉、

民24:4 神の言葉を聞く者、全能者の幻を見る者、倒れ伏して、目の開かれた者の言葉。

民24:5 ヤコブよ、あなたの天幕は美しい、イスラエルよ、あなたのすまいは、美しい。

民24:6 それは遠くひろがる谷々のよう、川べの園のよう、主が植えられた沈香樹のよう、流れのほとりの香柏のようだ。

民24:7 水は彼らのかめからあふれ、彼らの種は水の潤いに育つであろう。彼らの王はアガグよりも高くなり、彼らの国はあがめられるであろう。

民24:8 神は彼らをエジプトから導き出された、彼らは野牛の角のようだ。彼らは敵なる国々の民を滅ぼし、その骨を砕き、矢をもって突き通すであろう。

民24:9 彼らは雄じしのように身をかがめ、雄じしのように伏している。だれが彼らを起しえよう。あなたを祝福する者は祝福され、あなたをのろう者はのろわれるであろう”。

民24:10 そこでバラクはバラムにむかって怒りを発し、手を打ち鳴らした。そしてバラクはバラムに言った、“敵をのろうために招いたのに、あなたはかえって3度までも彼らを祝福した。

民24:11 それで今あなたは急いで自分のところへ帰ってください。わたしはあなたを大いに優遇しようと思った。

しかし、主はその優遇をあなたに得させないようにされました”。

民24:12 バラムはバラクに言った、“わたしはあなたがつかわされた支社たちに言ったではありませんか、

民24:13 ‘たといバラクがその家に満ちるほどの金銀をわたしに与えようとも、主の言葉を越えて心のままに善も悪も行ふことはできません。わたしは主の言われることを述べるだけです’。

民24:14 わたしは今わたしの民のところへ帰って行きます。それでわたしはこの民が後の日にあなたの民にどんなことをするかをお知らせしましょう”。

民24:15 そしてこの託宣を述べた。“ベオルの子バラムの言葉、目を閉じた人の言葉、

民24:16 神の言葉を聞く者、いと高き者の知識をもつ者、全能者の幻を見、倒れ伏して、目の開かれた者の言葉。

民24:17 わたしは彼を見る、しかし今ではない。わたしは彼を望み見る、しかし近くではない。ヤコブから1つの星が出、イスラエルから1本のつえが起り、モアブのこめかみと、セツのすべての子らの脳天を撃つであろう。

民24:18 敵のエドムは領地となり、セイルもまた領地となるであろう。そしてイスラエルは勝利を得るであろう。

民24:19 権を執る者がヤコブから出、生き残った者を町から断ち滅ぼすであろう”。

民24:20 バラムはまたアマレクを望み見て、この託宣を述べた。“アマレクは諸国民のうちの最初のもの、しかし、ついに滅び去るであろう”。

民24:21 またケニビとを望み見てこの託宣を述べた。“お前のすみかは堅固だ、岩に、お前は巢をつくっている。

民24:22 しかし、カインは滅ぼされるであろう。アシュルはいつまでお前を捕虜とするであろうか”。

民24:23 彼はまたこの託宣を述べた。“ああ、神が定められた以上、だれが生き延びることができよう。

民24:24 キツテムの海岸から船がきて、アシュルを攻めなやまし、エベルを攻めなやますであろう。そして彼もまたついに滅び去るであろう”。

民24:25 こうしてバラムは立ち上がって、自分のところへ帰っていった。バラクもまた立ち去った。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民25: 民数記 第25章

民25:1 イスラエルはシツテムにとどもっていたが、民はモアブの娘たちと、みだらな事をし始めた。

民25:2 その娘たちが神々に犠牲をささげる時に民を招くと、民は一緒にそれを食べ、娘たちの神々を拝んだ。

民25:3 イスラエルはこうしてペオルのバアルにつきしたがったので、主はイスラエルにむかって怒りを発せられた。

民25:4 そして主はモーセに言われた、“民の首領をことごとく捕え、日のあるうちにその人々を主の前で処刑しなさい。そうすれば主の怒りはイスラエルを離れるであろう”。

民25:5 モーセはイスラエルのさばきびとたちにむかって言った、“あなたがたはおのおの。配下の者でもでペオルのバアルにつきしたがったものを殺しなさい”。

民25:6 モーセとイスラエルの人々の全会衆とが会見の幕屋の入口で泣いていた時、彼らの目の前で、ひとりのイスラエルびとが、その兄弟たちの中に、ひとりのミデアンの女を連れてきた。

民25:7 祭司アロンの子なるエレアザルの子ピナハスはこれを見て、会衆のうちから立ち上がり、やりを手に執り、

民25:8 そのイスラエルの人々の後を追って、奥の間に入り、そのイスラエルの人を突き、またその女の腹を突き通して、ふたりを殺した。こうして疫病がイスラエルの人々に及ぶのがやんだ。

民25:9 しかし、その疫病で死んだ者は24,000人であった。

民25:10 主はモーセに言われた、

民25:11 祭司アロンの子なるエレアザルの子ピナハスは自分のことのように、わたしの憤激をイスラエルの人々のうちに表し、わたしの怒りをそのうちから取り去ったので、わたしは憤激して、イスラエルの人々を滅ぼすことをしなかった。

民25:12 このゆえにあなたは言いなさい、‘わたしは平和の契約を彼に授ける。

民25:13 これは彼とその後の子孫に永遠の祭司職の契約となるであろう。彼はその神のために熱心であって、イスラエルの人々のために罪のあがないをしたからである’と”。

民25:14 ミデアンの女と共に殺されたイスラエルの人々の名はジムリといい、サルの子でシメオンびとのうちの1族のつかさであった。

民25:15 またその殺されたミデアンの女の名はコズといい、ツルの娘であった、ツルはミデアンの民の1族のかし

らであった。

民25:16 主はまたモーセに言われた、

民25:17 “ミデアンびとを打ち悩ましなさい。

民25:18 彼らはたくらみをもって、あなたがたを麻山師、ペオルの事と、彼らの姉妹、ミデアンのかさの娘コズビ、すなわちペオルの事により、疫病の起った日に殺された女の事とによって、あなたがたを惑わしたからである”。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民26: 民数記 第26章

民26:1 疫病の後、主はモーセと祭司アロンの子エレアザルとに言われた、

民26:2 “イスラエルの人々の全会衆の総数をその父祖の家にしたがって調べ、イスラエルにおいて、すべて戦争に出ることのできる20歳以上の者を数えなさい”。

民26:3 そこでモーセと祭司エレアザルとは、エリコに近いヨルダンのほとりにあるモアブの平野で彼らに言った、

民26:4 “主がモーセに命じられたように、あなたがたのうちの20歳以上の者を数えなさい”。エジプトの地から出てきたイスラエルの人々は次のとおりである。

民26:5 ルベンはイスラエルの長子である。ルベンの子孫は、ヘノクからヘノクびとの氏族が出、パルからパルびとの氏族が出、

民26:6 ヘヅロンからヘヅロンびとの氏族が出、カルミからカルミびとの氏族が出た。

民26:7 これらはルベンびとの氏族であって、数えられた者は43、730人であった。

民26:8 またパルの子はエリアブ。

民26:9 エリアブの子はネムエル、タダン、アビラムである。このタダンとアビラムとは会衆のうちから選り出された者で、コラのともがらと共にモーセとアロンとに逆らって主と争った時、

民26:10 地は口を開いて彼とコラとをのみ、その仲間は死んだ。その時250人が火に焼き滅ばされて、戒めの鏡となった。

民26:11 ただし、ジョラの子たちは死ななかった。

民26:12 シメオンの子孫は、その氏族によれば、ネムエルからネムエルびとの氏族が出、ヤミンからヤミンびとの氏族が出、ヤキンからヤキンびとの氏族が出、

民26:13 ゼラからゼラびとの氏族が出、シャウルからシャウルびとの氏族が出た。

民26:14 これらはシメオンびとの氏族であって、数えられた者は22、200人であった。

民26:15 ガドの子孫は、その氏族によれば、ゼボンからゼボンとの氏族が出、ハギからハギびとの氏族が出、シュニからシュニびとが出、

民26:16 オズニからオズニびとの氏族が出、エリからエリびとの氏族が出、

民26:17 アロドからアロドびとの氏族が出、アレリからアレリびとの氏族が出た。

民26:18 これらはガドの子孫の氏族であって、数えられた者は40、500人であった。

民26:19 ユダの子らはエルとオナンとであって、エルとオナンとはカナンの地で死んだ。

民26:20 ユダの氏族は、その氏族によれば、シラからシラびとの氏族が出、ペレヅからペレヅびとの氏族が出、ザラからゼラびとの氏族が出た。

民26:21 ペレヅの子孫は、ヘヅロンからヘヅロンびとの氏族が出、ハムルからハムルびとの氏族が出た。

民26:22 これらはユダの氏族であって、数えられた者は76、500人であった。

民26:23 イッサカルの子孫は、その氏族によれば、トラからトラびとの氏族が出、プワからプワびとの氏族が出、

民26:24 ヤシュブからヤシュブびとの氏族が出、シムロンからシムロンびとの氏族が出た。

民26:25 これらはイッサカルの氏族であって、数えられた者は64、300人であった。

民26:26 ゼブルンの子孫は、その氏族によれば、セレデからセレデびとの氏族が出、エロンからエロンびとの氏族が出、ヤリエルからヤリエルびとの氏族が出た。

民26:27 これらはゼブルびとの氏族であって、数えられた者は60、500人であった。

民26:28 ヨセフの子らは、その氏族によれば、マナセとエフライムとであって、

民26:29 マナセの子孫は、マキルからマキルびとの氏族が出た。マキルからギレアデが生まれギレアデからギレアデびとの氏族が出た。

民26:30 ギレアデの子孫は次のとおりである。イスラエルからイエゼルびとの氏族が出、

民26:31 アスリエルからアスキエルびとの氏族が出、シケムからシケムびとの氏族が出、
民26:32 セミダからセミダびとの氏族が出、ヘベルからヘベルびとの氏族が出た。
民26:33 ヘベルの子ゼロペハデには男の子がなく、ただ女の子ノミデ、ゼロペハデの女の子の名はマアラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザといった。
民26:34 これらはマナセの氏族であって、数えられた者は52,700人であった。
民26:35 エフライムの子孫は、その氏族によれば、次のとおりである。シュテラからはシュテラびとの氏族が出、ベケルからベケルびとの氏族が出、タハンからタハンびとの氏族が出た。
民26:36 またシュテラの子孫は次のとおりである。すなわちエランからエランびとの氏族が出た。
民26:37 これらはエフライムの子孫の氏族であって、数えられた者は32,500人であった。以上はヨセフの子孫で、その氏族によるものである。
民26:38 ベニヤミンの子孫は、その氏族によれば、ベラからベラびとの氏族が出、アシベルからアシレルびとの氏族が出、アヒラムからアヒラムびとの氏族が出、
民26:39 シュパムからシュパムびとの氏族が出、ホパムからホパムびとの氏族が出た。
民26:40 ベラの子はアルデとナアマンとであって、アルデからアルデびとの氏族が出、ナアマンからナアマンびとの氏族が出た。
民26:41 これらはベニヤミンの子孫であって、その氏族によれば数えられた者は45,600人であった。
民26:42 ダンの子孫は、その氏族によれば、次のとおりである。シュハムからシュハムびとの氏族が出た。これらはダンの氏族であって、その氏族によるものである。
民26:43 シュハムびとのすべての氏族のうち、数えられた者は64,400人であった。
民26:44 アセルの子孫は、その氏族によれば、エムナからエムナびとの氏族が出、エスイからエスイびとの氏族が出、ベリアからベリアびとの氏族が出た。
民26:45 ベリアの子孫のうちヘベルからヘベルびとの氏族が出、マルキエルからマルキエルびとの氏族が出た。
民26:46 アセルの娘の名はさらといった。
民26:47 これらはアセルの子孫の氏族であって、数えられた者は53,400人であった。
民26:48 ナフタリの子孫は、その氏族によれば、ヤジエルからヤジエルびとの氏族が出、グニからグニびとの氏族が出、
民26:49 エゼルからエゼルびとの氏族が出、シレムからシレムびとの氏族が出た。
民26:50 これらはナフタリの氏族であって、その氏族により、数えられた者は45,400人であった。
民26:51 これらはイスラエルの子孫の数えられた者であって601,730人であった。
民26:52 主はモーセに言われた、
民26:53 “これらの人々に、その名の数にしたがって地を分け与え、嗣業とさせなさい。
民26:54 大きい部族には多くの嗣業を与え、小さい部族には少しの嗣業を与えなさい。すなわち数えられた数にしたがって、おのおのの部族にその嗣業を与えなければならない。
民26:55 ただし地は、くじをもって分け、その父祖の部族の名にしたがって、それを継がなければならない。
民26:56 すなわち、くじをもってその嗣業を大きいものと、小さいものとに分けなければならない”。
民26:57 レビびとのその氏族にしたがって数えられた者は次のとおりである。ゲルシオンびとの氏族が出、コハテからコハテびとの氏族が出、メラリからメラリびとの氏族が出た。
民26:58 フ氏族は次のとおりである。すなわちリブニびとの氏族、ムシびとの氏族、ヘブロンびとの氏族、マヘリびとの氏族、コラびとの氏族であって、コハテからアムラムが生れた。
民26:59 アムライの妻の名はヨケベデといって、レビの娘である。彼女はエジプトでレビに生れた者である”。アムラムについて、アロンとモーセおよびその姉妹ミリアムを産んだ。
民26:60 アロンにはナダブ、アビウ、エレアゼルおよびイタマルが生れ。
民26:61 ナダブとアビウは異火を主の前にささげた時に死んだ。
民26:62 その数えられた1か月以上のすべての男子は23,000人であった。彼らはイスラエルの人々のうちに嗣業を与えられなかったため、イスラエルの人々のうちに数えられなかった者である。
民26:63 これらはモーセと祭司エレアザルが、エリコに近いヨルダンのほとりにあるモアブの平野で数えたイスラエルの人々の数である。
民26:64 ただしそのうちには、モーセと祭司アロンがシナイの荒野でイスラエルの人々を数えた時に数えられた者はひとりもなかった。
民26:65 それは主がかつて彼らについて“彼らは必ず荒野で死ぬであろう”と言われたからである。それで彼らのうちエフネネの子カレブとヌンの子ヨシュアのほか、ひとりも残った者はなかった。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民27: 民数記 第27章

民27:1 さて、ヨセフの子マナセの氏族のうちのヘベルの子、ゼロペハデの娘たちが討ったいてきた。ヘベルはギレアデの子、ギレアデはマキルの子、マキルはマナセの子である。その娘たちは名をマアラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザといったが、

民27:2 彼らは会見の幕屋の入口でモーセと、祭司エレアザルと、つかさたちと、全会衆との前に立って言った、

民27:3 “わたしたちの父は荒野で死にました。彼はコラの仲間となって主に逆らった者どもの仲間のうちには加わりませんでした。彼は自分の罪によって死んだのですが、男の子がありませんでした。

民27:4 男の子がないからといって、どうしてわたしたちの父の名がその氏族のうちから削らなければならないのでしょうか。わたしたちの父の兄弟と同じように、わたしたちにも所有地を与えてください”。

民27:5 モーセがその事を主の前に述べると、

民27:6 主はモーセに言われた、

民27:7 “ゼロペデの娘たちの言うことは正しい。あなたは必ず彼らの父の兄弟たちと同じように、彼らにも嗣業の所有地を与えなければならない。すなわち、その父の嗣業を彼らに渡さなければならない。

民27:8 あなたはイスラエルの人々に言いなさい、‘もし人が死んで、男の子がない時は、その嗣業を娘に渡さなければならない。

民27:9 もしまた娘もない時は、その嗣業を兄弟に与えなければならない。

民27:10 もし兄弟もない時は、その嗣業を父の兄弟に与えなければならない。

民27:11 もしまた父に兄弟がない時は、その氏族のうちで彼に最も近い親族にその嗣業を与えて所有させなければならない’。主がモーセに命じられたようにイスラエルの人々は、これをおきての定めとしなければならない”。

民27:12 主はモーセに言われた、“このアバリムの山に登って、わたしがイスラエルの人々に与える地を見なさい。

民27:13 あなたはそれを見てから、兄弟アロンのようにその民に加えられるであろう。

民27:14 これは会衆がチンの荒野で逆らい争った時、あなたがたはわたしの命にそむき、あの水のかたわらで彼らの目の前にわたしの聖なることを現さなかったからである”。これはチンの荒野にあるカデシのメリバの水である。

民27:15 モーセは主に言った、

民27:16 “すべての肉なるものの命の神、主よ、どうぞ、この会衆の上にひとりの人を立て、

民27:17 彼らの前に出入りし、彼らを導き出し、彼らを導き入れる者とし、主の会衆を牧者のない羊のようにしないでください”。

民27:18 主はモーセに言われた、“神の霊のやどっているヌンの子ヨシュアを選び、あなたの手をその上におき、

民27:19 彼を祭司エレアザルと全会衆の前に立たせて、彼らの前で職に任じなさい。

民27:20 そして彼にあなたの権威を分け与え、イスラエルの人々の全会衆を彼に従わせなさい。

民27:21 ユシエレアザルの前に立ち、エレアザルは彼のためのウリムをもって、主の前に判断を求めなければならない。ヨシュアとイスラエルの人々の全会衆とはエレアザルの言葉に従っていで、エレアザルの言葉に従っては

民27:22 そこでモーセは主が命じられたようにし、ヨシュアを選んで、祭司エレアザルと全会衆の前に立たせ、

民27:23 彼の上に手をおき、主がモーセによって語られたとおりに彼を任命した。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民28: 民数記 第28章

民28:1 主はモーセに言われた、

民28:2 “イスラエルの人々に命じて言いなさい、‘あなたがたは香ばしいかおりとしてわたしにささげる火祭、すなわち、わたしの供え物、わたしの食物を定めの際にわたしにささげることを怠ってはならない’。

民28:3 また彼らに言いなさい、‘あなたがたが主にささぐべき火祭はこれである。すなわち1歳の雄の全き小羊2

頭を毎日ささげて常燔祭としなければならない。

民28:4 すなわち1頭の小羊を朝にささげ、1頭の小羊を夕にささげなければならない。

民28:5 また小麦1エバの10分の1に、砕いて油1ヒンの4分の1を混ぜて素祭としなければならない。

民28:6 これはシナイ山で定められた常燔祭であって、主に香ばしいかおりとしてささげる火祭である。

民28:7 またその灌祭は小羊1頭について1ヒンの4分の1をささげなければならない。すなわち聖所において主のために濃い酒をそそいで灌祭としなければならない。

民28:8 夕には他の1頭の小羊をささげなければならない。その素祭と灌祭とは朝のものと同様にし、その小羊を火祭としてささげ、主に香ばしいかおりとしなければならない。

民28:9 また安息日には1歳の雄の全き小羊2頭と、麦粉1エバの10分の2に油を混ぜた素祭と、その灌祭とをささげなければならない。

民28:10 これは安息日ごとの燔祭であって、常燔祭とその灌祭とに加えられるべきものである。

民28:11 またあなたがたは月々の第1日に燔祭を主にささげなければならない。すなわち若い雄牛2頭、雄羊1頭1歳の雄の全き小羊2頭をささげ、

民28:12 雄牛1頭には麦粉1エバの10分の3に油を混ぜたものを素祭とし、雄羊1頭には麦粉1エバの10分の2に油を混ぜたものを素祭とし、

民28:13 小羊1頭には麦粉10分の1に油を混ぜたものを素祭とし、これを香ばしいかおりの燔祭として主のために火祭としなければならない。

民28:14 またその灌祭は雄羊1頭についてぶどう酒1ヒンの2分の1、雄羊1頭について1ヒン3分の1、小羊1頭について1ヒンの4分の1をささげなければならない。これは年の月々を通じて、新月ごとにささぐべき燔祭である。

民28:15 また常燔祭とその灌祭とのほかに、雄やぎ1頭を罪祭として主にささげなければならない。

民28:16 正月の14日は過越の祭である。

民28:17 またその月の15日は祭日としなければならない。7日のあいだ種入れぬパンを食べなければならない。

民28:18 その初めの日には聖会を開かなければならない。なんの労役をもしてはならない。

民28:19 あなたがたは火祭として主に燔祭をささげなければならない。すなわち若い雄牛2頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊7頭をささげなければならない。これらはみな全きものでなければならない。

民28:20 その素祭煮は油を混ぜた麦粉をささげなければならない。すなわち雄牛1頭につき麦粉1エバの10分の3、雄羊につき10分の2をささげ、

民28:21 また7頭の小羊にはその1頭ごとに10分の1をささげなければならない。

民28:22 また雄やぎ1頭を罪祭としてささげ、あなたがたのために罪のあがないをしなければならない。

民28:23 あなたがたは朝にささげる常燔祭の燔祭のほかに、これらをささげなければならない。

民28:24 このようにあなたがたは7日のあいだ毎日、火祭の食物をささげて、主に香ばしいかおりとしなければならない。これは常燔祭とその灌祭とのほかにささぐべきものである。

民28:25 そして第7日に、あなたがたは聖会を開かなければならない。なんの労役をもしてはならない。

民28:26 あなたがたは7週の祭、すなわち新しい素祭を主にささげる初穂の日にも聖会を開かなければならない。なんの労役をもしてはならない。

民28:27 あなたがたは燔祭をささげて、主に香ばしいかおりとしなければならない。すなわち若い雄牛2頭、雄羊1頭、1歳の雄の小羊7頭をささげなければならない。

民28:28 その素祭には油を混ぜた麦粉をささげなければならない。すなわち雄牛1頭につき1エバの10分の3、雄羊につき10分の2をささげ、

民28:29 また7頭の小羊には1頭ごとに10分の1をささげなければならない。

民28:30 また雄やぎ1頭をささげてあなたがたのために罪のあがないをしなければならない。

民28:31 あなたがたは常燔祭とその素祭とその灌祭とのほかに、これらをささげなければならない。これらはみな、全きものでなければならない。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民29: 民数記 第29章

民29:1 7月には、その月の第1日に聖会を開かなければならない。なんの労役をもしてはならない。これはあなたがたがラッパを吹く日である。

民29:2 あなたがたは燔祭をささげて、主に香ばしいかおりとしなければならない。すなわち若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の全き小羊7頭をささげなければならない。

民29:3 その素祭には油を混ぜた麦粉をささげなければならない。すなわち雄牛1頭について1エバの10分の3、雄羊1頭について10分の2をささげ、

民29:4 また7頭の小羊には1頭ごとに10分の1をささげなければならない。

民29:5 また雄やぎ1頭を罪祭としてささげ、あなたがたのために罪のあがないをしなければならない。

民29:6 これは新月の燔祭とその素祭、常燔祭とその素祭、および灌祭のほかのものであって、これらのものの定めにしたがい、香ばしいかおりとして、主に火祭としなければならない。

民29:7 またその7月の10日に聖会を開き、かつあなたがたの身を悩まさなければならない。なんの仕事もしてはならない。

民29:8 あなたがたは主に燔祭をささげて、香ばしいかおりとしなければならない。すなわち若い雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の小羊7頭をささげなければならない。これらはみな全きものでなければならない。

民29:9 その素祭には油を混ぜた麦粉をささげなければならない。すなわち雄牛1頭につき1エバの10分の3、雄羊1頭につき10分の2をささげ、

民29:10 また7頭の小羊には1頭ごとに10分の1をささげなければならない。

民29:11 また雄やぎ1頭を罪祭としてささげなければならない。これらは贖罪の罪祭と常燔祭とその素祭、および灌祭のほかのものである。

民29:12 7月の15日に聖会を開かななければならない。なんの労役もしてはならない。7日のあいだ主のために祭をしなければならない。

民29:13 あなたがたは燔祭をささげて、主に香ばしいかおりの火祭としなければならない。すなわち若い雄牛3頭、雄羊2頭、1歳の雄の小羊4頭をささげなければならない。これらはみな全きものでなければならない。

民29:14 その素祭には混ぜた麦粉をささげなければならない。すなわち13頭の雄牛には1頭ごとに10分の3。その2頭の雄羊には1頭ごとに10分の2をささげ、

民29:15 その14頭の小羊には1頭ごとに10分の1をささげなければならない。

民29:16 また雄やぎ1頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

民29:17 第2日には若い雄牛12頭、雄羊2頭、1歳の雄の全き小羊14頭をささげなければならない。

民29:18 その雄牛と小羊とのための素祭と灌祭とはその数にしたがって、定めのようにささげなければならない。

民29:19 また雄やぎ1頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

民29:20 第3日には雄牛11頭、雄羊2頭、1歳の雄の全き小羊14頭をささげなければならない。

民29:21 その雄牛と雄羊と小羊とのための素祭と灌祭とは、その数にしたがって定めのようにささげなければならない。

民29:22 また雄やぎ1頭を罪祭としてささげなければならない。これらは事情燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

民29:23 第2日には雄牛10頭、雄羊2頭、1歳の雄の全き小羊4頭をささげなければならない。

民29:24 その雄牛と雄羊と小羊とのための素祭と灌祭とは、その数にしたがって定めのようにささげなければならない。

民29:25 また雄やぎ1頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

民29:26 第5日には雄牛9頭、雄羊2頭、1歳の雄の全き小羊14頭をささげなければならない。

民29:27 その雄牛と雄羊と小羊とのための素祭と灌祭とは、その数にしたがって定めのようにささげなければならない。

民29:28 また雄やぎ1頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

民29:29 第6日には雄牛8頭、雄羊2頭、1歳の雄の全き小羊14頭をささげなければならない。

民29:30 その雄牛と雄羊と小羊とのための素祭と灌祭とは、その数にしたがって定めのようにささげなければならない。

民29:31 また雄やぎ1頭を罪祭としてささげなければならない。これらは所燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

民29:32 第7日には雄牛7頭、雄羊2頭、1歳の雄の全き小羊14頭をささげなければならない。

民29:33 その雄牛と雄羊と小羊とのための素祭と灌祭とは、その数にしたがって定めのようにささげなければならない。

ない。

民29:34 また雄やぎ1頭を座餌いとしてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

民29:35 第8日にはまた終回を開かなければならない。なんの労役をもしてはならない。

民29:36 あなたがたは燔祭をささげて主に香ばしいかおりの火祭としなければならない。すなわち雄牛1頭、雄羊1頭、1歳の雄の全き小羊7頭をささげなければならない。

民29:37 その雄牛と雄羊と小羊とのための素祭と灌祭とは、その数にしたがって定めのようにささげなければならない。

民29:38 また雄やぎ1頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

民29:39 あなたがたは定め祭の時に、これらのものを主にささげなければならない。これらはあなたがたの誓願、または自発の供え物としてささげる燔祭、素祭、灌祭および酬恩祭のほかのものである””。

民29:40 モーセは主が命じられた事をことごとくイスラエルの人々に告げた。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民30: 民数記 第30章

民30:1 モーセはイスラエルの人々の部族のかしらたちに言った、”これは主が命じられた事である。

民30:2 もし人が主に誓願をかけ、またはその身に物断ちをしようと誓いをするならば、その言葉を破ってはならない。口で言ったとおりにすべて行わなければならない。

民30:3 またもし女がまだ若く、父の家にいて、主に誓願をかけ、またはその身に物断ちをしようとする時、

民30:4 父が彼女の誓願、または彼女の身に断った物断ちのことを聞いて、彼女に何も言わないならば、彼女はすべて誓願を行い、もたその身に断った物断ちをすべて守らなければならない。

民30:5 しかし、彼女の父がそれを聞いた日に、それを承認しない時は、彼女はその誓願、またはその身に断った物断ちをすべてやめることができる。父が承認しないのであるから、父が彼女をゆるされるであろう。

民30:6 またもし夫のある身で、みずから誓願をかけ、またはその身に物断ちをしようと、軽々しく口で言った場合、

民30:7 夫がそれを聞き、それを聞いた日に彼女に何も言わないならば、彼女はその誓願を行い、その身に断った物断ちを守らなければならない。

民30:8 しかし、もし夫がそれを聞いた日に、それを承認しないならば、夫はその女がかけた誓願、またはその身に物断ちをしようと、軽々しく口で言ったことをやめさせることができる。主はその女をゆるされるであろう。

民30:9 しかし、寡婦あるいは離縁された女の誓願、すべてその身に断った物断ちは、それを守らなければならない。

民30:10 もし女が夫の家で誓願をかけ、またはその身に物断ちをしようと誓った時、

民30:11 夫がそれを聞いて、彼女に何も言わず、またそれに反対しないならば、その誓願はすべて行わなければならない。またその身に断った物断ちはすべて守らなければならない。

民30:12 しかし、もし夫がそれを聞いた日にそれを認めないならば、彼女の誓願、または身の物断ちについて、彼女が口で言った事は、すべてやめることができる。夫がそれを認めなかったのだから、主はその女をゆるされるであろう。

民30:13 すべての誓願およびすべてその身を悩ます物断ちの誓約は、夫がそれを守らせることができ、または夫がそれをやめさせることができる。

民30:14 もし夫が彼女に何も言わずに日を送るならば、彼は妻がした誓願、または物断ちをすべて認めたのである。彼はそれを聞いた日に妻に何も言わなかったのだから、それを認めたのである。

民30:15 しかし、もし夫がそれを聞き、あとになって、それを認めないならば、彼は麴ネの罪を負わなければならない””。

民30:16 これらは主がモーセに命じられた定めであって、夫と妻との間、および父とまだ若くて父の家にいる娘との間に関するものである。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民:

民31: 民数記 第31章

民31:1 さて主はモーセに言われた、

民31:2 "ミデアンびとにイスラエルの人々のあだを報いなさい。その後、あなたはあなたの民に加えられるであらう"。

民31:3 モーセは民に言った、"あなたがたのうちから人を選んで戦いのために武装させ、ミデアンびとを攻めて、主のためミデアンびとに復讐しなさい。

民31:4 すなわちイスラエルのすべての部族から、部族ごとに1,000人ずつを戦いに送り出さなければならない"。

民31:5 そこでイスラエルの部族のうちから部族ごとに1,000人ずつを選び、12,000人を得て、戦いのために武装させた。

民31:6 モーセは各部族から1,000人ずつを戦いにつかわし、また祭司エレアザルの子ピネハスに、聖なる器と吹き鳴らすラッパとを執らせて、共に戦いにつかわした。

民31:7 彼らは主がモーセに命じられたようにミデアンびとと戦って、その男子をみな殺した。

民31:8 その殺した者のほかにまたミデアンの王5人を殺した。その名はエビ、レケム、ツル、フル、レバである。またベオルの子バラムをも、つるぎにかけて殺した。

民31:9 またイスラエルの人々はミデアンの女たちとその子供たちを捕虜にし、その家畜と、羊の群れと、貨財とをことごとく奪い取り、

民31:10 そのすまいのある町々と、その部族とを、ことごとく火で焼いた。

民31:11 こうして彼らはすべて奪ったものと、かすめたものとは人も家畜をも取り、

民31:12 その生けどった者と、奪ったものを携えて、エリコに近いヨルダンのほとりのモアブの平野の宿営におけるモーセ戸宿営エレアザルとイスラエルの人々の会衆のもとへもどってきた。

民31:13 ときにモーセと祭司エレアザルと会衆のつかさたちはみな宿営の外に出て迎えたが、

民31:14 モーセは軍勢の将たち、すなわち戦場から帰ってきた1,000人の長たちと、100人の長たちに対して怒った。

民31:15 モーセは彼らに言った、"あなたがたは女たちをみな生かしておいたのか。

民31:16 彼らはバラムのはかりごとによって、イスラエルの人々に、ベオルのことで主に罪を犯させ、ついに主の会衆のうちに疫病を起すに至った。

民31:17 それで今、この子供たちのうちの男の子をみな殺し、また男と寝て、男を知った女をみな殺しなさい。

民31:18 ただし、まだ男と寝ず、男を知らない娘はすべてあなたがたのために生かしておきなさい。

民31:19 そしてあなたがたは7日のあいだ宿営の外にとどまりなさい。あなたがたのうちすべて人を殺した者、およびすべて殺された者は、あなたがた自身も、あなたがたの捕虜も共に、3日目と7日目に身を清めなければならない。

民31:20 またすべての衣服と、すべての皮の器と、すべてやぎの毛で作ったものと、すべての木の器とを清めなければならない"。

民31:21 祭司エレアザルは戦いに出たいくさびとたちに言った、"これは主がモーセに命じられた律法の定めである。

民31:22 金、銀、青銅、すず、鉛など、

民31:23 すべて火に耐える物は中を通さなければならない。そうすれば清くなるであらう。なおその上、汚れを清める水で、清めなければならない。しかし、すべて火に耐えないものは水の中を通さなければならない。

民31:24 あなたがたは7日目に衣服を洗わなければならない。そして清くなり、その後宿営にはいることができる"。

民31:25 主はモーセに言われた、

民31:26 "あなたと祭司エレアザルおよび会衆の氏族のかしらたちは、その生けどった人と家畜の獲物の総数を調べ、

民31:27 その獲物を戦いに出た勇士と全会衆とに折半しなさい。

民31:28 そして戦いに出たいくさびとに、人または牛、またはろば、または羊を、おのおの500ごとに1つを取り、みつぎとして主にささげさせなさい。

民31:29 すなわち彼らが受ける半分のなかから、それを取り、主にささげる物として祭司エレアザルに渡しなさい。

民31:30 Cスラエルの人々が受ける半分のなかから、その獲た人または牛、またはろば、または羊などの家畜を、おのおの50ごとに1つを取り、主の幕屋の務をするレビびとに与えなさい”。

民31:31 モーセと祭司エレアザルとは主がモーセに命じられたとおりに行った。

民31:32 そこでその獲物、すなわち、いくさびとたちが奪い取ったものの残りは羊675、000、

民31:33 牛72、000、

民31:34 ろば61、000、

民31:35 人35、000、これはみな男と寝ず、男を知らない女であった。

民31:36 そしてその半分、すなわち戦いに出た者の分は羊337、500、

民31:37 主にみつぎとした羊は675。

民31:38 牛は36、000、そのうちから主にみつぎとしたものは72。

民31:39 ろばは30、500、そのうちから主にみつぎとしたものは61。

民31:40 人は16、000、そのうちから主にみつぎとしたものは32人であった。

民31:41 モーセはそのみつぎを主にささげる物として祭司エレアザルに渡した。主がモーセに命じられたとおりである。

民31:42 モーセが戦いに出た人々とは別にイスラエルの人々に与えた半分、

民31:43 すなわち会衆の受けた半分337、500、

民31:44 牛36、000、

民31:45 ろば30、500、

民31:46 人16、000であって、

民31:47 モーセはイスラエルの人々の受けた半分のなかから、人および獣をおのおの50ごとに1つを取っ手、主の幕屋の務をするレビびとに与えた。主がモーセに命じられたとおりである。

民31:48 時に軍勢の将であったものども、すなわち1、000人の長たちと100人の長たちがモーセのところనికిて、

民31:49 モーセに言った、“しもべらは、指揮下のいくさびとを数えましたが、われわれのうち、ひとりも欠けた者はありませんでした。

民31:50 それで、われわれは、おのおの手に入れた金の飾り物、すなわち腕飾り、腕輪、指輪、耳輪、首飾りなどを主に携えてきて供え物とし、主の前にわれわれの命のあがないをしようと思います”。

民31:51 モーセと祭司エレアザルとは、彼らから細工を施した金の飾り物を受け取った。

民31:52 1、000認の長たちと100人の長たちとが、主にささげものとした金は合わせて16、750シケル。

民31:53 いくさびとは、おのおの自分のぶんどり物を獲た。

民31:54 モーセと祭司エレアザルとは、1、000人の長たちと100人の長たちとから、その金を受け取り、それを携えて会見の幕屋に入り、主の前に置いてイスラエルの人々のために記念とした。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民32: 民数記 第32章

民32:1 ルベンの子孫とガドの子孫とは非常に多くの家畜の群れを持っていた。彼らがヤゼルの地と、ギレアデの地とを見ると、そこは家畜を飼うのに敵していたので、

民32:2 ガドの子孫とルベンの子孫とがきて、モーセと、祭司エレアザルと、会衆のつかさたちに言った、

民32:3 “アタロテ、デボン、ヤゼル、ニムラ、ヘシボン、エレアレ、シバム、ネボ、ベオン、

民32:4 すなわち主がイスラエルの会衆の前に撃ち滅ぼされた国は、家畜を飼うのに敵した地ですが、しもべらは家畜を持っています”。

民32:5 彼らはまた言った、“それでもし、あなたの恵を得られますなら、そうぞこの地をしもべらの領地にして、われわれにヨルダンを渡らせないでください”。

民32:6 モーセはガドの子孫とルベンの子孫とに言った、“あなたがたは兄弟が戦いに行くのに、ここにすわってしようというのか。

民32:7 どうしてあなたがたはイスラエルの人々の心をくじいて、主が彼らに与えられる地に渡ることができないよう

にするのか。

民32:8 あなたがたの先祖も、わたしがカデシ・バルネアから、その地を見るためにつかわした時に、同じようなことをした。

民32:9 すなわち彼らはエシコルの谷に行って、その地を見たとき、イスラエルの人々の心をくじいて、主が与えられる地に行くことができないようにした。

民32:10 そこでその時、主は怒りを発し、誓って言われた、

民32:11 ‘エジプトから出てきた人々で20歳以上の者はひとりもわたしがアブラハム、イサク、ヤコブに誓った地を見ることはできない。彼らはわたしに従わなかったからである。

民32:12 ただケニズとエフンネの子カレブとヌンの子ヨシュアとはそうではない。このふたりは全く主に従ったからである’。

民32:13 主はこのようにイスラエルにむかって怒りを発し、彼らを40年のあいだ荒れ野にさまよわされたので、主の前に悪を行ったその世代の人々は、ついにみな滅びた。

民32:14 あなたがたはその父に変わって立った罪びとのやからであって、主のイスラエルに対する激しい怒りをさらに増そうとしている。

民32:15 あなたがたがもしそむいて主に従われないならば、主はまたこの民を荒野にすておかれるであろう。そうすればあなたがたはこの民をことごとく滅ぼすに至るであろう”。

民32:16 彼らはモーセのところへ進み寄って言った、“われわれはこの所に、群れのための羊のおりを建て、また子供たちのために町々を建てようと思います。

民32:17 しかし、われわれは武装してイスラエルの人々の前に進み、彼らをその所へ導いて生きましょう。ただわれわれの子供たちは、この地の住民の害をのがれるため、堅固な町々に住ませておかねばなりません。

民32:18 われわれはイスラエルの人々が、おのおのその嗣業を受けるまでは、家に帰りません。

民32:19 またわれわれはヨルダンのかなたで彼らとともに嗣業を受けません。われわれはヨルダンのこなた、すなわち東の方で嗣業を受けるからです”。

民32:20 モーセは彼らに言った、“もし、あなたがたがそのようにし、みな武装して主の前に行って戦い、

民32:21 みな武装して主の前に行ってヨルダン川を渡り、主がその的を自分の前から追い払われて、

民32:22 この国が主の前に征服されて後、帰ってくるならば、あなたがたは主の前にも、イスラエルの前にも、とがめはないであろう。そしてこの地は主の前にあなたがたの所有となるであろう。

民32:23 しかし、そうしないならば、あなたがたは主にむかって罪を犯した者となり、その罪は必ず身に及ぶことを知らなければならない。

民32:24 あなたがたは子供たちのために町々を建て、羊のために、おりを建てなさい。しかし、あなたがたは約束したことは行わなければならない”。

民32:25 ガドの子孫とルベンの子孫とは、モーセに言った、“しもべらはあなたの命じられたとおりにいたします。

民32:26 われわれの子供たちと妻と羊と、すべての家畜とは、このギレアデの町々に残します。

民32:27 しかし、しもべらはみな武装して、あなたの言われるとおりに、主の前に渡って行って戦いましょう”。

民32:28 モーセは彼らのことについて、祭司エレアザルと、ヌンの子ヨシュアと、イスラエルの人々の部族のうちの氏族のかしらたちとに命じた。

民32:29 そしてモーセは彼らに言った、“ガドの子孫と、ルベンの子孫とが、おのおの武装してあなたがたと一緒にヨルダンを亘、主の前に戦って、その地をあなたがたが征服するならば、あなたがたは彼らにギレアデの地を領地として与えなければならない。

民32:30 しかし、もし彼らが武装してあなたがたと一緒に渡って行かないならば、彼らはカナンであなたがたのうちに領地を獲なければならない”。

民32:31 ガドの子孫と、ルベンの子孫とは答えて言った、“しもべらは主が言われたとおりにいたします。

民32:32 われわれは武装して、主の前にカナンで渡って行きますが、ヨルダンのこなたで、われわれの嗣業をもつことにします”。

民32:33 そこでモーセはガドの子孫と、ルベンの子孫と、ヨセフの子マナセの部族の半ばとに、アモリびとの王シホンの国と、バシヤンの王オグの国とを与えた。すなわち、その国およびその領内の町々の周囲の地とを与えた。

民32:34 こうしてガドの子孫は、デボン、アタロテ、アロエル、

民32:35 アテロテ・ショバン、ヤゼル、ヨグベハ、

民32:36 ベテニムラ、ベテハランなどの堅固な町々を建て、羊のおりを建てた。

民32:37 またルベンの子孫は、ヘシボン、エレアレ、キリヤタイム、

民32:38 および後に名を改めたネボと、バアル・メオンの町を建て、またシブマの町を建てた。彼らは建てた町々に新しい名を与えた。

民32:39 またマナセの子マキルの子孫はギレアデに行つて、そこを取り、その住民アモリびとを追い払つたので、

民32:40 モーセはギレアデをマナセの子マキルに与えてそこに住ませた。

民32:41 またマナセの子ヤイルは行つて村々を取り、それをハオテヤイルと名づけた。

民32:42 またナバは行つてケナテとその村々を取り、自分の名にしたがつて、それをノバと名づけた。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民33: 民数記 第33章

民33:1 イスラエルの人々が、モーセとアロンとに導かれ、その部隊に従つて、エジプトの国を出てから経た旅路は次のとおりである。

民33:2 モーセは主の命により、その旅路にしたがえば旅路は次のとおりである。

民33:3 彼らは正月の15日にラメセスを出立した。すなわち過越の翌日イスラエルの人々は、すべてのエジプトびとの目の前を意気揚々と出立した。

民33:4 その時エジプトびとは、主に撃ち殺されたすべてのういごを葬っていた。主はまた彼らの神々にも罰を加えられた。

民33:5 こうしてイスラエルの人々はラメセスを出立してスコテに宿営し、

民33:6 スコテを出立して荒野の端にあるエタムに宿営し、

民33:7 エタムを出立してバアル・ゼポンの前にあるピハロテに引き返してミグドルの前に宿営し、

民33:8 ピハヒロテを出立して、海のなかをとおつて荒野に入り、エタムの荒野を3日路ほど行つて、メラに宿営し、

民33:9 メラを出立し、エリムに行つて宿営した。エリムには水の泉12と、なつめやし70本とがあった。

民33:10 エリムを出立して紅海のほとりに宿営し、

民33:11 紅海を出立してシンの荒野に宿営し、

民33:12 シンの荒野を出立してドフカに宿営し、

民33:13 ドフカを出立してアルシに宿営し、

民33:14 アルシを出立してドピデムに宿営した。そこには民の飲む水がなかった。

民33:15 レビデムを出立してシナイの荒野に宿営し、

民33:16 シナイの荒野を出立してキプロテ・ハッタワに宿営し、

民33:17 キプロテ・ハッタワを出立してハゼロテに宿営し、

民33:18 ハゼロテを出立してリテマに宿営し、

民33:19 リテマを出立してリンモン・パレツに宿営し、

民33:20 リンモン・パレツを出立してリブナに宿営し、

民33:21 リブナを出立してリッサに宿営し、

民33:22 リッサを出立してケヘラタに宿営し、

民33:23 ケヘラタを出立してシャベル山に宿営し、

民33:24 シャベル山を出立してハラダに宿営し、

民33:25 ハラダを出立してマケロテに宿営し、

民33:26 マケロテを出立してタハテに宿営し、

民33:27 タハテを出立してテラに宿営し、

民33:28 テラを出立してミテカに宿営し、

民33:29 ミテカを出立してハシモナに宿営し、

民33:30 ハシモナを出立してモセラに宿営し、

民33:31 モセラを出立してベネヤカンに宿営し、

民33:32 ベネヤカンを出立してホル・ハギデガデに宿営し、

民33:33 ホル・ハギハデを出立してヨテバタに宿営し、

民33:34 ヨテバタを出立してアブロナに宿営し、

民33:35 アブロナを出立してエジオン・ケベルに宿営し、

民33:36 エジオン・ケベルを出立してチンの荒野すなわちカデシに宿営し、

民33:37 カデシを出立してエドムの国の端にあるホル山に宿営した。

民33:38 イスラエルの人々がエジプトの国を出て40年目の5月1日に、祭司アロンは主の命によりホル山に登つ

て、その所で死んだ

民33:39 アロンはホル山で死んだとき123歳であった。

民33:40 カナンの地のネゲブに住んでいたカナンびとアラデの王は、イスラエルの人々の来るのを聞いた。

民33:41 ついで、ホル山を出立してザルマナに宿営し、

民33:42 ザルモナを出立してブノンに宿営し、

民33:43 ブノンを出立してオボデに宿営し、

民33:44 オボデを出立してモアブの境にあるイエ・アバリムに宿営し、

民33:45 イエ・アバリムを出立してデボン・ガドに宿営し、

民33:46 デボン・ガドを出立してアルモン・デブラタイムに宿営し、

民33:47 アルモン・デブラタイムを出立してネボの前にあるアバリムの山に宿営し、

民33:48 アバリムの間やを出立してエリコに近いヨルダンのほとりのモアブの平野に宿営した。

民33:49 すなわちヨルダンのほとりのモアブの平野で、ベテエシモテとアベル・シッテムとの間に宿営した。

民33:50 エリコに近いヨルダンのほとりのモアブの平野で、主はモーセに言われた。

民33:51 "イスラエルの人々に言いなさいあなたがたがヨルダンを渡ってカナンの地にはいるときは、

民33:52 その地の住民をことごとくあなたがたの前から追い払い、すべての石像をこぼち、すべての鑄造をこぼち、すべての高き所を破壊しなければならない。

民33:53 またあなたがたはその地の民を追い払って、そこに住まなければならない。わたしがその地をあなたがたの所有として与えたからである。

民33:54 あなたがたは、おのおの氏族ごとにくじを引き、その地を分けて嗣業としなければならない。大きい部族には多くの嗣業を与え、小さい部族には少しの嗣業を与えなければならない。そのくじの当たった所がその所有となるであろう。あなたがたは父祖の部族にしたがって、それを継が

33,54-1,それを継がなければならない。

民33:55 しかし、その地の住民をあなたがたの前から追い払わないならば、その残して種田物はあなたがたの目にとげとなり、あなたがたの脇にいばらとなり、あなたがたの住む国において、あなたがたを悩ますであろう。

民33:56 また、わたしは彼らにしようと思ったとおりに、あなたがたにするであろう”。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民34: 民数記 第34章

民34:1 主はモーセに言われた、

民34:2 "イスラエルの人々に命じて言いなさい。あなたがたがカナンの地にはいるとき、あなたがたの嗣業となるべき地はカナンの地で、その全域は次のとおりである。

民34:3 南の方はエドムに接するチンの荒野に始まり、南の塩の海の端に始まる。

民34:4 その境はアクラビムの坂の南を巡ってチンに向かい、カデシ・バルネアの南に至り、ハザル・アダルに進み、アズモンに及ぶ。

民34:5 その境はまたアズモンから転じてエジプトの川に至り、海に及んで尽きる。

民34:6 西の境はおおうみとその沿岸で、これがあなたがたの西の境である。

民34:7 あなたがたの来の境は次のとおりである。すなわちおおうみからホル山まで線を引き、

民34:8 ホル山からハマテの入り口まで線を引き、その境をザダデに至らせ、

民34:9 サの境はジフロンに進み、ハザル・イノンに至って尽きる。これがあなたがたの北の境である。

民34:10 あなたがたの東の境は、ハザル・エノンからシパムまで線を引き、

民34:11 またその境はアインの東の方で、シパムからリブラに下り、またその境は下ってキンネレテの海の東の斜面に至り、

民34:12 またその境はヨルダンに下り、塩の海に至って尽きる。あなたがたの国の周囲の境は以上のとおりである。

民34:13 モーセはイスラエルの人々に命じて行った、"これはあなたがたが、くじによって継ぐべき地である。主はこれを9つの部族と半部族とに与えよと命じられた。

民34:14 それはルベンの子孫の部族とガドの子孫の部族とが共に父祖の家にしたがって、すべてその嗣業を受け、またマナセの半部族もその嗣業を受けていたからである。

民34:15 この2つの部族と半部族とはエリコに近いヨルダンのかなた、すなわち東の方、日の出る方で、その嗣業を受けた”。

民34:16 主はまたモーセに言われた、

民34:17 あなたがたに、嗣業として地を分け与える人々の名は次のとおりである。すなわち祭司エレアザルと、ヌンの子ヨシュアとである。

民34:18 あなたがたはまた、おのおの部族から、つかさへとりずつを選んで、地を分け与えさせなければならない。

民34:19 その人々の名は次のとおりである。すなわちユダの部族ではエフンネの子カレブ、

民34:20 シメオンの子孫の部族ではアミホデの子サムエル、

民34:21 ベニヤミンの部族ではキスロンの子エリダデ、

民34:22 ダンの子孫の部族ではヨグリの子つかさブッキ、

民34:23 ヨセフの子孫、すなわちマナセの部族ではエポデの子つかさハニエル、

民34:24 エフラエムの子孫の部族ではシフトンの子つかさケムエル、

民34:25 ゼブルンの子孫の部族ではパルナクの子つかさエリザパン、

民34:26 イッサカルの子孫の部族ではアザンの子つかさパルテエル、

民34:27 アセルの子孫の部族ではシロミの子つかさアヒウデ、

民34:28 ナフタリの子孫の部族デハ、アミホデの子つかさパダヘル。

民34:29 カナンの地でイスラエルの人々に嗣業を分け与えることを主が命じられた人々は以上のとおりである”。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***:

民35: 民数記 第35章

民35:

民35:1 エリコに近いヨルダンのほとりのモアブの平野で、主はモーセに言われた、

民35:2 ”イスラエルの人々に命じて、その獲た嗣業のうちから、レビびとに住むべき町々を与えさせなさい。また、あなたがたは、その町々の周囲の放牧地をレビびとに与えなければならない。

民35:3 その町々は彼らの住む所、その放牧地は彼らの家畜と群れ、およびすべての獣のためである。

民35:4 あなたがたがレビびとに与える町々の放牧地は、町の石がきから1,000キュビトの周囲としなければならない。

民35:5 あなたがたは町の外で東側に2,000キュビト、南側に2,000キュビト、西側に2,000キュビト、北側に2,000キュビトを計り、町はその中央にしなければならない。彼らの町の放牧地はこのようにしなければならない。

民35:6 あなたがたがレビびとに与える町々は6つで、のがれの町とし、人を殺した者がのがれる所としなければならない。なおこのほか42の町を与えなければならない。

民35:7 すなわちあなたがたがレビびとに与える町は合わせて48で、これをその放牧地と共に与えなければならない。

民35:8 あなたがたがイスラエルの人々の所有のうちからレビびとに、町々を与えるには、大きい部族からは多く取り、小さい部族からは少なく取り、おのおの受ける嗣業にしたがって、その町々をレビびとに与えなければならない”。

民35:9 主はモーセに言われた、

民35:10 ”イスラエルの人々は言いなさい、あなたがたがヨルダンを渡ってカナンの地にはいるときは、

民35:11 あなたがたのために町を選んで、のがれの町とし、あやまって人を殺した者を、そこにのがれさせなければならない。

民35:12 これはあなたがたが復讐する者を避けれるのがれの町であって、人を殺した者が会衆の前に立って、さばきを受けないうちに、殺されることのないためである。

民35:13 あなたがたが与える町々のうち、6つをのがれの町としなければならない。

民35:14 すなわちヨルダンのかなたで3つの町を与え、カナンの地で3つの町を与えて、のがれの町としなければならない。

民35:15 これらの6つの町は、イスラエルの人々と、他国の人および寄留者のために、のがれの場所としなければならない。すべてあやまって人を殺した者が、そこにのがれるためである。

民35:16 もし人が鉄の器で、人を打って死なせたならば、その人は故殺人である。故殺人である。故殺人は必ず殺されなければならない。

民35:17 またもし人を殺せるほどの石を取って、人を打って死なせたならば、その人は故殺人である。故殺人は必ず殺されなければならない。

民35:18 あるいは人を殺せるほどの木の器を取って、人を打って品瀬棚等羽、その人は故殺人である。故殺人は必ず殺されなければならない。

民35:19 血の復讐をする者は、自分でその故殺人を殺すことができる。すなわち彼に出会うとき、彼を殺すことができる。

民35:20 またもし恨みのために人を突き、あるいは故意に人に物を投げつけて死なせ、

民35:21 あるいは恨みによって手で人を打って死なせたならば、その打った物は必ず殺されなければならない。彼は故殺人だからである。血の復讐をする者は、その故殺人に出会うとき殺すことができる。

民35:22 しかし、もし恨みもないのに思わず人を突き、または、なにごろなく人に投げつけ、

民35:23 あるいは人のいるのも見ずに、人を殺せるほどの石を投げつけて死なせた場合、その人が敵でもなく、また害を加えようとしたのでもない時は、

民35:24 会衆はこれらのおきてによって、その人を殺した者との間をさばかなければならない。

民35:25 ◆ソ会衆はその人を殺した者を血の復讐をする者の手から救い出して、逃げて行ったのがれの町に返さなければならない。その者は聖なる油を注がれた大祭司の死ぬまで、そこにいなければならない。

民35:26 しかし、もし人を殺した者が、その逃げて行ったのがれの町の境を出た場合、

民35:27 血の復讐をする者は、のがれの町の境の外で、これに出会い、血の復讐をする者が、その人を殺した者を殺しても、彼には血を流した罪はない。

民35:28 彼は、大祭司の死ぬまで、そののがれの町におるべきものだからである。大祭司の死んだ後は、人を殺した者は自分の所有の地にかえることができる。

民35:29 これらのことはすべてあなたがたの住む所で、代々あなたがたのための定めとしなければならない。

民35:30 人を殺した者、すなわち故殺人はすべて証人の証言にしたがって殺されなければならない。しかし、だれもただひとりの証言によって殺されることはない。

民35:31 あなたがたは死に当る罪を犯した故殺人の命のあがないしろを取ってはならない。彼は必ず殺されなければならない。

民35:32 また、のがれの町にのがれた者のために、あがないしろを取って大祭司の死ぬ前に彼を自分の地に帰り住まわせてはならない。

民35:33 あなたがたはそのおる所の地を汚してはならない。流血は地を汚すからである。血の上に流された地は、それを流した者の血によらなければあがなうことができない。

民35:34 あなたがたは、その住む所の地、すなわちわたしのおる地を汚してはならない。主なるわたしがイスラエルの人々のうちに住んでいるからである”。

民***: * * *

民***:

民***:

民***:

民***:

民36: 民数記 第36章

民36:1 ヨセフの子孫の氏族のうち、マナセの子マキルの子であるギレアデの子らの氏族のかしらたちがきて、モーセとイスラエルの人々のかしらであるつかさたちとの前で語って、

民36:2 言った、“イスラエルの人々に、その嗣業の地をくじによって与えることを主はあなたに命じられ、あなたもまた、われわれの兄弟ゼロペハデの嗣業を、その娘たちに与えるよう、主によって命じられました。

民36:3 その娘たちがもし、イスラエルの人々のうちの他の部族のむすこたちにとつぐならば、彼女たちの嗣業は、われわれの父祖の嗣業のうちから取り除かれて、そのとつぐ部族の嗣業に加えられるでしょう。こうしてそれはわれわれの嗣業の分から取り除かれるでしょう。

民36:4 そしてイスラエルの人々のヨベルの年がきた時、彼女たちの嗣業は、そのとついだ部族の嗣業に加えられるでしょう。こうして彼女たちの嗣業は、われわれの父祖の部族の嗣業のうちから取り除かれるでしょう”。

民36:5 モーセは主の言葉にしたがって、イスラエルの人々に命じて言った、“ヨセフの子孫の部族の言うところは正しい。

民36:6 ゼロペハデの娘たちについて、主が命じられたことはこうである。すなわち‘彼女たちはその心にかなう者にとついてもよいが、ただその父祖の部族の1族にのみ、とつがなければならない。

民36:7 そうすればイスラエルの人々の嗣業は、部族から部族に移るようなことはないであろう。イスラエルの人々は、おのおのその父祖の部族の嗣業をかたく保つべきだからである。

民36:8 イスラエルの人々の部族のうち、嗣業をもっている娘はみな、その父の部族に属する1族にとつがなければならない。そうすればイスラエルの人々は、おのおのその父祖の嗣業を保つことができる。

民36:9 こうして嗣業は1つの部族から他の部族に移ることはなかろう。イスラエルの人々の部族はおのおのその嗣業をかたく保つべきだからである””。

民36:10 そこでゼロペハデの娘たちは、主がモーセに命じられたようにした。

民36:11 すなわちゼロペハデの娘たち、マアラ、テルザ、ホグラ、ミルカおよびノアは、その父の兄弟のむすこたちにとついだ。

民36:12 彼女たちはヨセフの子マナセのむすこたちの1族にとついだので、その嗣業はその父の1族の属する部族にとどまった。

民36:13 これらはエリコに近いヨルダンのほとりのモアブの平野で、主がモーセによってイスラエルの人々に命じられた命令とおきてである。

民***:

民***:

民***:

民***:

民***: